

特殊勤務手当の見直し状況

見直し内容（詳細別紙）

- 平成 16 年 4 月 1 日 55 手当を 27 手当に削減（▲28 手当）
- 平成 17 年 4 月 1 日 〔機構改革により 23 手当に削減（▲4 手当）〕
- 平成 18 年 4 月 1 日 23 手当を 3 手当に原則廃止

効果額

年間約▲29.1 億円

< 裏面に別紙あり >

～特殊勤務手当の見直し状況（概要）～

手当数	H15年度 55手当	H16年度 27手当	H17年度 23手当	H18年度 3手当
1	1 税務手当	1 税務手当	1 税務手当	
2	2 特別現場業務手当	2 特別現場業務手当	2 特別現場業務手当	
3	3 日曜・土曜勤務手当		3 外国勤務手当	1 外国勤務手当
4	4 変則勤務手当	3 変則勤務手当	4 変則勤務手当	
5	5 夜間特殊業務手当		5 年末年始手当	
6	6 看護手当	廃止		
7	7 放射線取扱手当		4 放射線取扱手当	6 放射線取扱手当
8	8 感染症棟勤務手当			
9	9 臨床・衛生検査手当	5 臨床・衛生検査手当	7 臨床・衛生検査手当	
10	10 保健指導手当	廃止		
11	11 兼務運転手当	廃止		
12	12 現場調査等従事手当	6 現場調査等従事手当	8 現場調査等従事手当	
13	13 用地交渉手当			
14	14 社会福祉業務手当	7 社会福祉業務手当	9 社会福祉業務手当	
15	15 職業訓練手当	廃止		
16	16 保育手当	廃止		
17	17 養護老人ホーム手当			
18	18 知的障害者・児施設勤務手当			
19	19 児童自立支援施設勤務手当			
20	20 身体障害者施設等勤務手当			
21	21 斎場手当	8 斎場手当	10 斎場手当	
22	22 墓地・霊堂手当	廃止		
23	23 有害物・危険物等取扱手当	9 有害物・危険物等取扱手当	→機構改革により支給対象外	
24	24 食肉市場手当	10 食肉市場手当	11 食肉市場手当	廃止
25	25 狂犬病予防手当	11 狂犬病予防手当	12 狂犬病予防手当	廃止
26	26 死体処理手当	12 死体処理手当	→機構改革により支給対象外	
27	27 死体解剖介補手当	13 死体解剖介補手当	→機構改革により支給対象外	
28	28 じんかい処理等従事手当	14 じんかい処理等従事手当	→機構改革により支給対象外	
29	29 変電機械作業手当	廃止	13 じんかい処理等従事手当	廃止 ※
30	30 種畜取扱手当	15 動物取扱手当	14 繁忙手当	廃止
31	31 農薬散布手当	廃止	15 動物取扱手当	廃止
32	32 公園等管理業務手当	廃止		
33	33 動物飼育手当	廃止		
34	34 道路上作業手当	16 道路上作業手当	16 道路上作業手当	廃止
35	35 特殊車両等運転作業業務手当	廃止		
36	36 下水処理等従事手当	17 下水処理等従事手当	17 下水処理等従事手当	廃止
37	37 水上等作業手当	廃止		
38	38 高所作業手当	廃止		
39	39 入学試験業務手当	18 入学試験業務手当	→機構改革により一部支給対象外	
40	40 学位授与業務手当	19 学位授与業務手当	→機構改革により支給対象外	
41	41 大学院研究科担当手当	20 大学院研究科担当手当	→機構改革により支給対象外	
42	42 診療業務手当	21 診療業務手当	→機構改革により支給対象外	
43	43 戸籍登録事務従事手当	廃止		
44	44 徴収業務手当	22 徴収業務手当	18 徴収業務手当	廃止
45	45 行旅死病人収容等手当	23 行旅死病人収容等手当	19 行旅死病人収容等手当	廃止
46	46 出場手当	24 出場手当	20 出場手当	廃止
47	47 救助隊手当	廃止		
48	48 火災原因調査手当	廃止		
49	49 機関（消防車両）手当	25 機関（消防車両）手当	21 機関（消防車両）手当	廃止
50	50 火災等現場指導監督手当	廃止		
51	51 ヘリコプター搭乗等手当	26 ヘリコプター業務手当	22 ヘリコプター業務手当	2 ヘリコプター業務手当
52	52 ヘリコプター整備等手当			
53	53 教員特殊業務	27 教員特殊業務手当	23 教員特殊業務手当	3 教員特殊業務手当
54	54 教育業務連絡指導手当			
55	55 給食業務手当	廃止		

※平成19年度より、定時制教育手当、産業教育手当を廃止し、教員特殊業務手当は部活動指導手当のみに限定しました。

※ H18年4月廃止（経過措置あり）

福利厚生制度の見直し

【本市負担金等の見直し】

年 度	主 な 見 直 し 内 容	効 果 額
15	・職員厚生会への補助金の削減 (補助率 1:2.03 ⇒ 1:1.93)	▲0.05億円
16	・職員寮廃止に伴う経費削減 (平成16年6月末、神大寺寮・中根岸寮・蒔田寮廃止) ・職員厚生会への補助金の削減 (補助率 1:1.93 ⇒ 1:1.5) ・健康保険組合の事業主負担割合の減 (負担率 1:2.23 ⇒ 1:2.03)	▲8.2億円
17	・永年勤続職員表彰式典の廃止 ・職員厚生会への補助金の削減 (補助率 1:1.5 ⇒ 1:1.26) ・健康保険組合の事業主負担割合の減 (負担率 1:2.03 ⇒ 1:1.86)	▲4.5億円
18	・職員厚生会への補助金の削減 (補助率 1:1.26 ⇒ 1:1) ・健康保険組合の事業主負担割合の減 (負担率 1:1.86 ⇒ 1:1)	▲56.1億円
19	—	—
20	・永年勤続職員表彰記念品の廃止	▲0.2億円

【職員厚生会、健康保険組合事業の見直し】

年 度	主 な 見 直 し 内 容	削減効果額
15	・職員厚生会の借上宿泊施設等の縮小 ・健康保険組合の附加給付の見直し	▲1.1億円
16	・職員運動会の廃止 ・健康保険組合の附加給付の見直し	▲1.0億円
17	・職員厚生会の職員貸付事業の廃止	—
18	・職員厚生会の直営2施設廃止 (ダボス山荘、はまゆう荘) ・職員厚生会の退職時記念品代の廃止	▲3.3億円
19	・職員厚生会の葬儀費への助成の廃止 ・健康保険組合の診療所の廃止 ・健康保険組合の附加給付の見直し ・健康保険組合の宿泊補助券の廃止	▲4.4億円
20	・健康保険組合の直営保養所2施設の売却と宿泊事業の見直し(蒼風、碧翠)(平成21年度実施予定)	(▲3.0億円)

労働組合等への対応状況

労働組合等に対する不当労働行為に該当しない援助として行っているものにつきましては、事務室の使用及び職員団体費の給与からの控除(チェックオフ)を行っております。

1 事務室の使用(占有場所及びその面積)

名称	場所	面積
横浜市労働組合連盟	市庁舎6階	98㎡
横浜市従業員労働組合	関内駅前第二ビル2階	28㎡
自治労横浜市従業員労働組合	関内駅前第二ビル2階	28㎡
横浜交通労働組合	関内中央ビル10階	25㎡
横浜市従業員労働組合建設支部	市庁舎6階	35㎡

2 職員団体の団体費を、給与から控除(チェックオフ)

控除対象者数 約16,000人

家庭ごみ収集の民間委託

■家庭系ごみ収集委託による経費削減効果

年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
委託区	西区				
		中区			
				栄区	
効果額	▲22億2千万円				

【参考】中期計画におけるG30施策の達成目標（中期計画から抜粋）

達成目標 (成果指標)	ごみ量(一般廃棄物) 【対平成13年度削減率】	目標値(H22年度末)	104万トン 【▲35%】
		現状値(H17年度末)	106万3千トン 【▲33.9%】

■収集事務所執行体制の見直し

平成16年度から20年度の間、▲389名の定数削減を実施

■平成21年度以降の民間委託の考え方

- ・これまでの委託方式 行政区別に一括して委託
- ・平成21年度の委託 分別品目ごとの収集に転換し、民間委託を拡大新たに7区で、プラスチック製容器包装の収集を民間事業者へ委託する予定
- ・今後の考え方 缶、瓶、ペットボトルの収集について、民間事業者へ委託を進める方向で検討
- ・想定される効果 家庭ごみ処理の一層の効率化による経費縮減

本市の休職者数について

(1) 年度内休職者数 (市長部局)

単位：人

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
一般疾患	42	45	50	56	72
精神疾患	110	121	147	192	241
合計	152	166	197	248	313

(2) 有給休職者について【平成19年度】

私傷病休職者数	313人
(うち無給休職者数	36人)
有給休職者数	277人

樹林地買取への影響、優先順位の考え方、様々な工夫の内容

税率の引き下げに伴う影響（財源不足）については、事業の内容や優先度を見極めながら、以下のとおり、事業手法の工夫による財源確保や実施期間の一部延伸等を検討するとともに、緑の総量アップ等に直接効果のある樹林地の買取や農地保全、緑化の推進などの事業については財源を優先的に確保することで、「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」（素案）の根幹を損なうことなく事業を推進してまいります。

- ① 農園付公園整備事業（借地公園）や市民農園用地取得事業については、事業手法の工夫により国庫補助事業とする方向で検討します。
- ② 緑地再生・管理事業については、緑地保全指定と同年度に実施を予定していましたが、翌年度の実施に延伸します。その期間を活かして、市民協働による維持管理活動の組織づくりや計画づくりの充実化を図ります。

緑地・農地保全全体の決算額の推移(5か年)

(単位:千円)

	H15	H16	H17	H18	H19
緑地保全 事業費	(2,395,985) 2,444,542	(4,508,508) 4,471,295	(3,407,364) 3,619,994	(3,480,737) 5,315,634	(2,070,990) 3,558,964
農地保全・ 農業振興費	(813,489) 783,047	(735,351) 713,693	(801,185) 788,289	(697,385) 689,740	(746,571) 698,067
合計	(3,209,474) 3,227,589	(5,243,859) 5,184,988	(4,208,549) 4,408,283	(4,178,122) 6,005,374	(2,817,561) 4,257,031

※ 備考 上段は、(当初予算)
下段は、決算額

市街化調整区域の農地・樹林地所有者への アンケート調査結果について

I アンケート調査の概要

1 目的

本調査は、横浜市内の市街化調整区域の農地や樹林地を守るため、土地所有者の保有上の課題や現行制度への意見等を聞き、現状を把握するとともに、今後の施策に活かすこと。

2 実施方法

- (1)調査対象者：市街化調整区域において、1筆300㎡以上の農地を持ち、合計面積が1,000㎡以上の方と、1筆300㎡以上の樹林地を持ち、合計面積が1,000㎡以上の方から無作為抽出。
- (2)調査数：1,828人
- (3)調査方法：郵送・無記名回答

3 調査期間及び回答者

- (1)調査期間：平成19年9月3日～21日（投函締め切り）
- (2)回答者：774人（回答率42%）

4 調査内容

農地について

- 問1 農地の土地利用区分制度の認知度および保有状況
- 問2 農地を保有・耕作し続ける上での課題
- 問3 農業継続の意向
- 問4 農業継続の意向が弱い方への解決案
- 問5 制度、施策に関する自由意見

樹林地について

- 問6 樹林地の保全制度の認知度および制度指定状況
- 問7-1 樹林地の管理状況
- 問7-2 樹林地管理の方法
- 問7-3 樹林地保有の意向
- 問8 樹林地保有する上での課題
- 問9-1 樹林地保全制度への意見
- 問9-2 現樹林地保全制度に対する更なる要望
- 問10 制度、施策に関する自由意見

回答者自身について

- 問11-1 性別、年齢
- 問11-2 就業状況
- 問11-3 世帯収入
- 問11-4 農業収入
- 問12 直近の相続税額
- 問13 土地保有面積等
- 問14 自由意見

II 調査結果

アンケート対象者（発送数）1,828 人のうち、有効回答は 774 人（回答率 42%）だった。

1 農地について（まず、農地をお持ちの方に伺います。）

問1 次の農地の土地利用区分や制度の名称を知っていますか。別表1を参考にして、知っている名称のすべての回答欄に○をつけてください。また、あなたのお持ちの農地が該当する地区等があれば、すべての回答欄に○をつけてください。

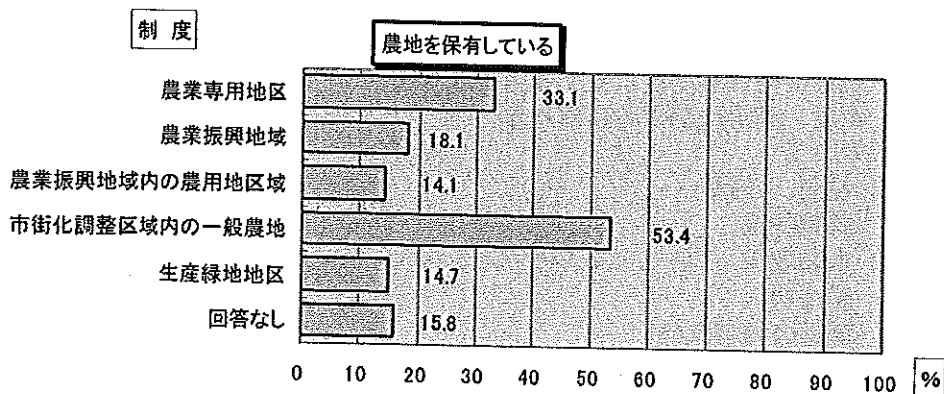
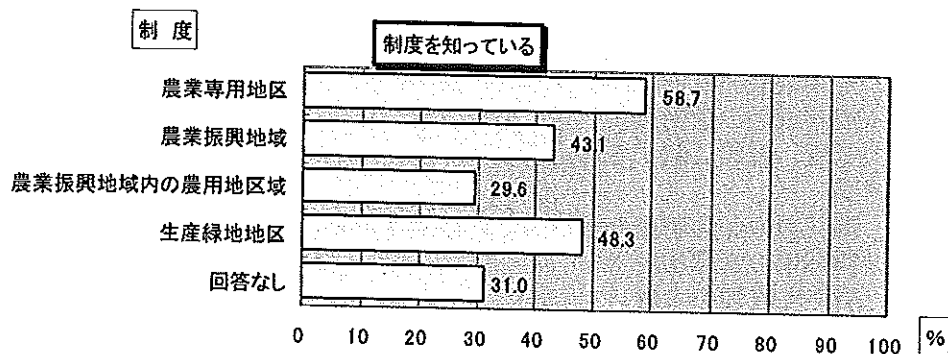
結果：

農地保有者（1筆 300 m²以上の農地をお持ちで、合計面積 1,000 m²以上の方）を対象に、農地の土地利用制度の認識度に対する回答では、農業専用地区が最も多く 58.7%、次いで生産緑地地区の 48.3%だった。一方、回答なしも 31.0%あった。

保有する農地の地区等の区分については、市街化調整区域内の一般農地が最も多く 53.4%、次いで農業専用地区が 33.1%であった。

回答		回答数	順位
制度を知っている	農業専用地区	428	1
	農業振興地域	314	3
	農業振興地域内の農用地区域	216	5
	市街化調整区域内の一般農地		
	生産緑地地区	352	2
	回答なし	226	4
農地を保有している	農業専用地区	241	2
	農業振興地域	132	3
	農業振興地域内の農用地区域	103	6
	市街化調整区域内の一般農地	389	1
	生産緑地地区	107	5
	回答なし	115	4

有効回答 729

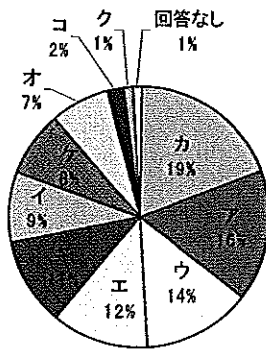


問2 農地を保有し耕作で続ける上で、特に課題と思うものを3つまで○をつけてください。

結果：

回答数のうち、相続税への不安や負担、耕作者の高齢化、農業後継者がいないことなどの課題が約半数を占めた。また、市民のマナーや苦情、固定資産税の支払い、労働力不足など課題は多岐に渡った。

回 答	回答数	順位
ア 自分が高齢で農作業に支障がある	325	2
イ 労働力が不足している	183	6
ウ 農業後継者がいない	278	3
エ 近隣市民のマナーが悪い (農作物の盗難、ごみの投棄など)	248	4
オ 市民からの苦情の対応が難しい (農薬、臭い、土ぼこりの飛散など)	145	8
カ 相続税の支払に不安がある。又は負担が大きい。	394	1
キ 固定資産税の支払が負担に感じる	218	5
ク 農業技術の習得や情報の入手が困難であること	27	10
ケ 相続時に農業経営をしていない相続者に農地が渡ること	167	7
コ その他	38	9
回答なし	20	11



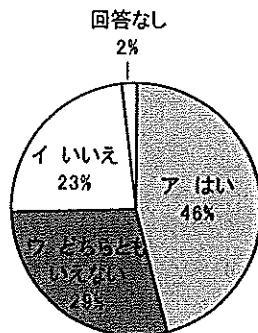
- カ 相続税の支払に不安がある。又は負担が大きい。
- ア 自分が高齢で農作業に支障がある
- ウ 農業後継者がいない
- エ 近隣市民のマナーが悪い(農作物の盗難、ごみの投棄など)
- キ 固定資産税の支払が負担に感じる
- イ 労働力が不足している
- ケ 相続時に農業経営をしていない相続者に農地が渡ること
- オ 市民からの苦情の対応が難しい(農薬、臭い、土ぼこりの飛散など)
- コ その他
- ク 農業技術の習得や情報の入手が困難であること
- 回答なし

問3 あなたは、今後も農業を続けていきたいですか。ひとつだけ○をつけてください。

結果：

農業を続けたい人の回答が最も多く 46%で、続けたくない人の 23%を大きく上回った。又、どちらともいえない人も 29%あった。

回 答	回答数	順位
ア はい	334	1
イ いいえ	171	3
ウ どちらともいえない	209	2
回答なし	15	4



- ア はい
- ウ どちらともいえない
- イ いいえ
- 回答なし

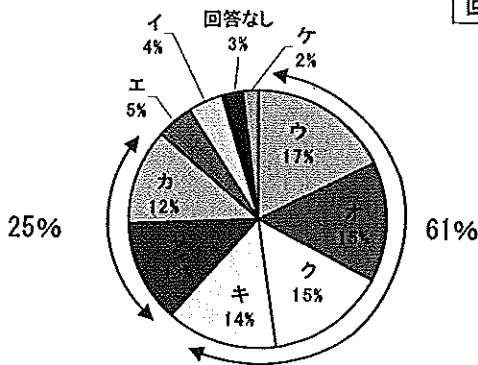
問4 問3で「イ」または「ウ」と回答した方に伺います。農業を続けていくには、何が解決すれば続けていけますか。3つまで○をつけてください。

結果：

回答数のうち、農業を維持・運営していく為に必要な税対策や農業収入に関する回答が61%を占めた。

次いで、後継者の確保と後継者に対しての農業運営の将来性確保が必要との回答が25%あった。

回 答	回答数	順位
ア 後継者ができること	132	5
イ ボランティアなどの労働力の支援が得られること	41	8
ウ 相続を乗り切れること (相続税の支払い、後継者への相続など)	182	1
エ 市民の農業に対する理解がすすむこと (マナーがよくなり、苦情がなくなるなど)	48	7
オ 農業で高収入がえられること	152	2
カ 農業後継者が農業に魅力を感じられるようになること	123	6
キ 毎年の固定資産税等の税金が軽減されること	142	4
ク 農業以外の他の安定収入が得られること	150	3
ケ その他	20	10
回答なし	29	9



- ウ 相続を乗り切れること(相続税の支払い、後継者への相続など)
- オ 農業で高収入がえられること
- ク 農業以外の他の安定収入が得られること
- キ 毎年の固定資産税等の税金が軽減されること
- ア 後継者ができること
- カ 農業後継者が農業に魅力を感じられるようになること
- エ 市民の農業に対する理解がすすむこと(マナーがよくなり、苦情がなくなるなど)
- イ ボランティアなどの労働力の支援が得られること
- 回答なし
- ケ その他

問5 横浜市農業専用地区、農業振興地区、農用地区域等の制度で、改善が必要だと考えていることや、行政に求める施策など、あなたのご意見を自由にお聞かせください。

結果：

項 目	件数	順位	内 容
柔軟な土地利用	64	1	農地に対する規制緩和、市街化調整区域や農用地区域・農業専用地区等の見直し、柔軟な土地利用等
農地の保全	34	2	農地保全、周囲の違反への対応、今後の農地保全施策
相続対策	28	3	相続税の軽減、農家以外への相続、貸した農地にも納税猶予希望、市の買い取り
生産振興対策	16	4	具体的な農業振興対策
周辺環境の悪化	14	5	不法投棄対策、違法駐車、周辺住民の苦情、散策者のマナー、野焼き対策
固定資産税対策	12	6	固定資産税の軽減
農業収入の安定	11	7	収入が少ない、直接補助(具体的な支援策が記載されていないもの)
後継者不足	8	8	後継者がいない、市民の手が必要
被害防除	1	9	野生動物の被害対策
その他	47	-	上記以外

規制緩和も含め、市街化調整区域や農用地区域・農業専用地区などの見直しなど、柔軟な土地利用を求める意見が一番多かった。また、農地として保全していくこと、そのための施策を望む意見も多く、ついで相続税対策に対する意見が多かった。

2 樹林地について（次に樹林地（山林）をお持ちの方に伺います。）

問6 別表2を参考にして、あなたの知っている緑地保全制度があれば、回答欄に○をつけてください。また、あなたのお持ちの樹林地がこれらの制度の指定を受けている場合は○をつけてください。

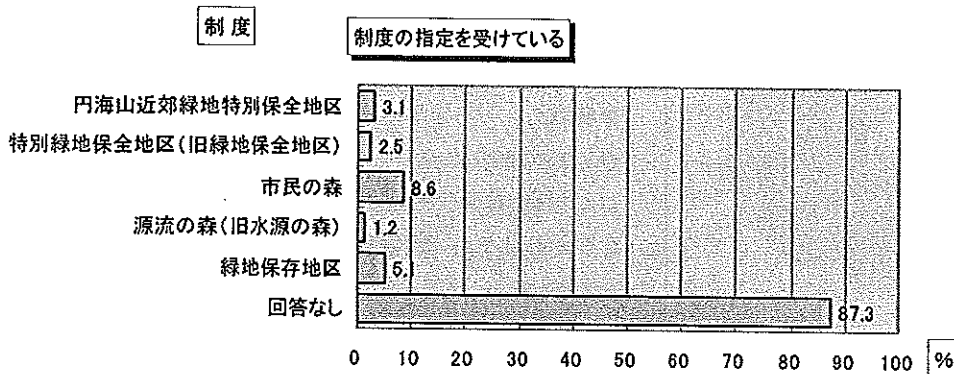
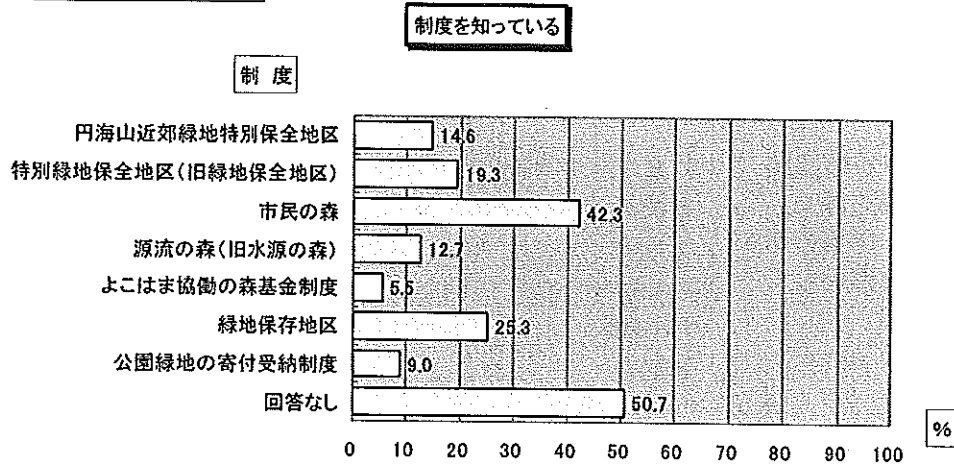
結果：

樹林地保有者（1筆 300 m²以上の樹林地をお持ちで、合計面積 1,000 m²以上の方）を対象とした、緑地保全制度の認知度に対する回答では、市民の森が最もよく知られ、回答者の42.3%を占めた。

一方、回答なしも相当数だった。制度の指定を受けている人も、市民の森や緑地保存地区が多数を占めた。

回 答		回答数	順位
制度等を知っている	円海山近郊緑地特別保全地区	71	5
	特別緑地保全地区(旧緑地保全地区)	94	4
	市民の森	206	2
	源流の森(旧水源の森)	62	6
	よこはま協働の森基金制度	27	8
	緑地保存地区	123	3
	公園緑地の寄付受納制度	44	7
	回答なし	247	1
制度の指定を受けている	円海山近郊緑地特別保全地区	15	4
	特別緑地保全地区(旧緑地保全地区)	12	5
	市民の森	42	2
	源流の森(旧水源の森)	6	6
	よこはま協働の森基金制度		
	緑地保存地区	25	3
	公園緑地の寄付受納制度		
	回答なし	425	1

有効回答 487

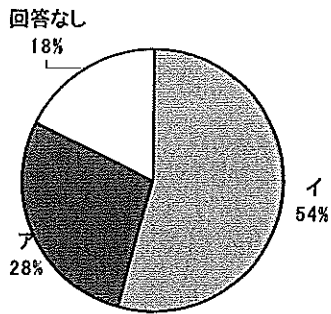


問7-1 あなたは、所有されている樹林地の草刈、枝降ろしなど、日ごろの管理を行っていますか。

結果：

樹林地の日ごろの管理については、過半数の人が何らかの管理を行っているが、特に管理していないという回答も28%あった。

回 答	回答数	順位
ア 管理は特にしていない	142	2
イ 管理している、または必要に応じて行っている。	272	1
回答なし	89	3



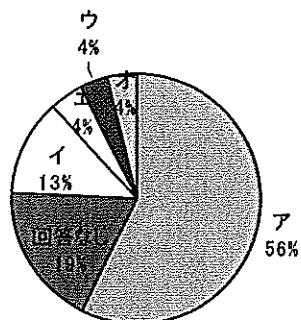
- イ 管理している、または必要に応じて行っている。
- ア 管理は特にしていない
- 回答なし

問7-2 「問7-1」で「イ」と答えた方に伺います。おもにどのようにして管理していますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

結果：

管理の主な方法についての回答は、自分及びその親族が最も多く、次に業者委託の順であり、地域のボランティアや近隣の人をお願いしているという回答もみられた。

回 答	回答数	順位
ア 自分または親族が行っている。	227	1
イ 業者に委託している	50	3
ウ 地域のボランティアや近隣の方に無償でお願いしている。	15	5
エ 地域のボランティアや近隣の方に有償でお願いしている。	17	4
オ その他	15	5
回答なし	74	2



- ア 自分または親族が行っている。
- 回答なし
- イ 業者に委託している
- エ 地域のボランティアや近隣の方に有償でお願いしている。
- ウ 地域のボランティアや近隣の方に無償でお願いしている。
- オ その他

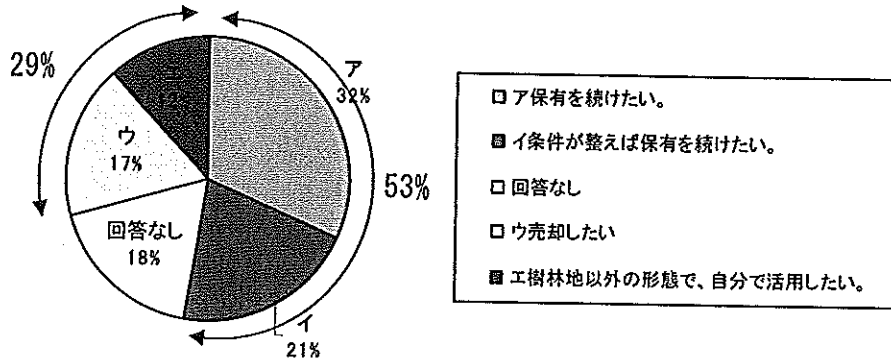
問7-3 あなたは、今後も樹林地の保有を続けたいと思いますか。あてはまるものに○をつけてください。

結果：

今後も樹林地を何らかの方法で保有し続けたい人の回答は、53%だった。

反面、売却及び他の形態で活用したい人の回答も29%あった。

回答	回答数	順位
ア 保有を続けたい。	165	1
イ 条件が整えば保有を続けたい。	108	2
ウ 売却したい	91	4
エ 樹林地以外の形態で、自分で活用したい。	62	5
回答なし	95	3

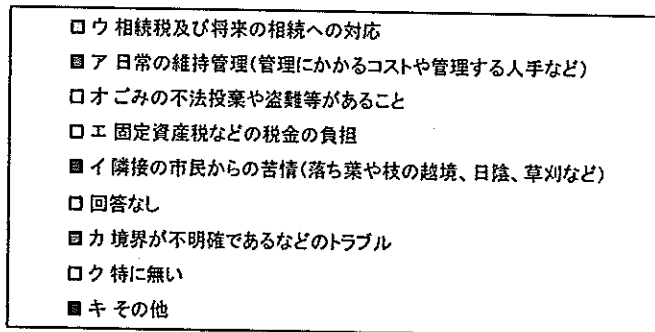
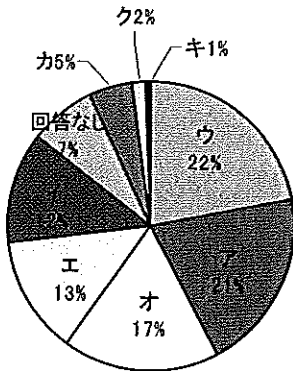


問8 樹林地を保有する上で課題だと思うものを、3つまで○をつけてください。

結果：

樹林地の保有課題については、延べ回答数のうち、ごみの不法投棄や隣接の市民からの苦情など、日常の維持管理に対する課題が過半数を占めた。また、相続税及び将来の相続への対応が22%あった。

回答	回答数	順位
ア 日常の維持管理(管理にかかるコストや管理する人手など)	235	2
イ 隣接の市民からの苦情(落ち葉や枝の越境、日陰、草刈など)	144	5
ウ 相続税及び将来の相続への対応	250	1
エ 固定資産税などの税金の負担	149	4
オ ごみの不法投棄や盗難等があること	200	3
カ 境界が不明確であるなどのトラブル	58	7
キ その他	7	9
ク 特に無い	19	8
回答なし	84	6



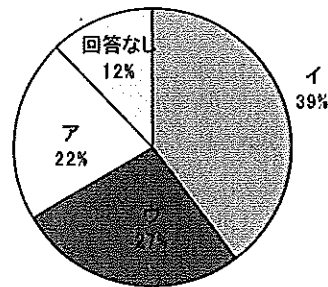
問9-1 現在の本市の緑地保全制度について、あなたはどのように思いますか？緑地保全制度の別表を参考にお答えください。あてはまるものに○をつけてください。

結果：

緑地保全制度に対する回答について、支援をさらに多くするなど制度の拡充を望む回答が、現状を望む回答を大きく上回った。

また、「分からない」または回答なしも39%を占めた。

回 答	回答数	順位
ア 今のままでよい	106	3
イ 支援をさらに多くするなど、制度を拡充してほしい	196	1
ウ 分からない	131	2
回答なし	60	4



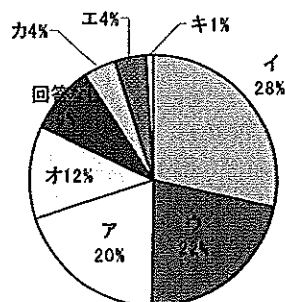
- イ 支援をさらに多くするなど、制度を拡充してほしい
- ウ 分からない
- ア 今のままでよい
- 回答なし

問9-2 「問9-1」で「イ」と答えた方に伺います。別紙の制度に加えてどのような支援が必要だとお考えですか。あてはまるもの3つまで○をつけてください。

結果：

樹林地保全制度に加えて必要な支援としては、相続税への対応など税負担の軽減、日常の維持管理等の支援を求める意見が多数を占めた。

回 答	回答数	順位
ア 日常の維持管理を支援してほしい。	104	3
イ 相続対応として支援策を講じてもらいたい。	150	1
ウ 固定資産税を減免などにしてもらいたい。	115	2
エ 開発の話が来るので市の制度で守ってもらいたい。	21	7
オ 横浜市で買い入れてもらいたい。	64	4
カ 市民開放してもよいので支援してほしい。	23	6
キ その他	5	8
回答なし	46	5



- イ 相続対応として支援策を講じてもらいたい。
- ウ 固定資産税を減免などにしてもらいたい。
- ア 日常の維持管理を支援してほしい。
- オ 横浜市で買い入れてもらいたい。
- 回答なし
- カ 市民開放してもよいので支援してほしい。
- エ 開発の話が来るので市の制度で守ってもらいたい。
- キ その他

問10 緑地保全の制度で、改善が必要だと考えていることや、行政に求める施策など、あなたのご意見を自由にお聞かせください。

結果：

項目	件数	順位	内容
日常管理	40	1	日常管理が大変、人手不足、樹林地が荒れている、剪定枝の処分方法
法制度の整備・拡充	28	2	法制度の整備、制度や優遇策の要望、改善等、山林の有効活用
緑地の保全・支援	27	3	市民の森への指定、市からの支援、助成金
相続税対策	21	4	相続税の減免、対策
柔軟な土地利用	19	5	調整区域の条件改正、使用目的の多様化
固定資産税対策	15	6	固定資産税の減免、対策
市民の協力	8	7	市民の参加、ボランティア、市民トラスト、樹林レンジャー
規制強化	6	8	資材置き場や埋め立てなどの禁止
PRの推進	6	8	市民への啓発、ネーミングライツ
周辺環境の悪化	5	10	不法投棄対策、周辺住民の苦情、散策者のマナー
土地の買収	4	11	市による土地の買い上げ
収入の安定	2	12	地主の安定収入
その他	42	—	上記以外

草刈や枝の剪定・処分など、日常管理に関する意見が一番多く、法制度の整備・拡充や緑地の保全・支援、相続税対策などを求める意見も多かった。

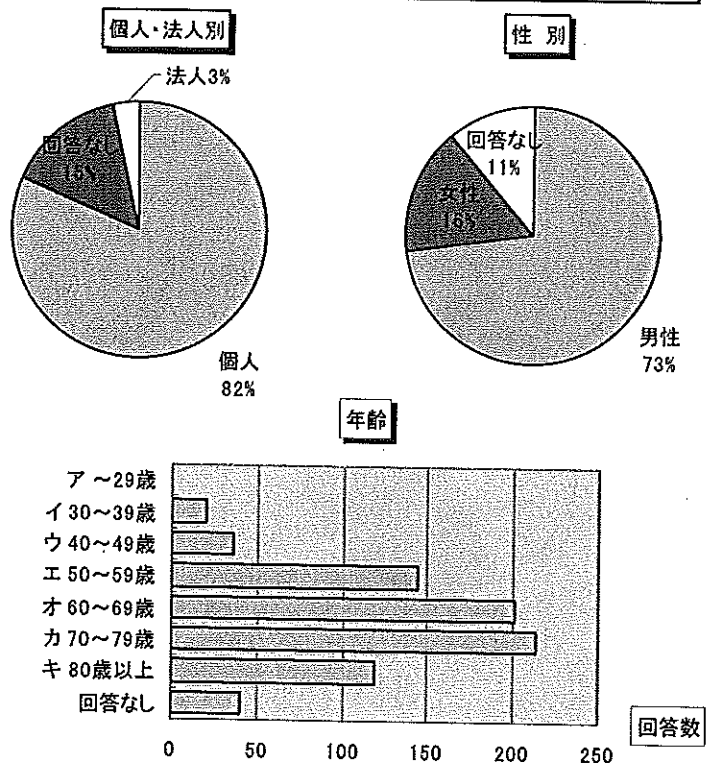
3 回答者自身について（最後にあなた自身について伺います。）

問11-1 あなたの性別や年齢を教えてください。あてはまるものに○をつけてください。

結果：

回答者の属性については、個人の男性が大多数であり、又、年齢は60～79歳が過半を占め、80歳以上は119人の回答があった。

回答		回答数	順位
個人・法人	ア 法人	26	3
	イ 個人	631	1
	回答なし	117	2
性別	ア 男性	563	1
	イ 女性	126	2
	回答なし	85	3
年齢	ア ~29歳	1	8
	イ 30~39歳	20	7
	ウ 40~49歳	36	6
	エ 50~59歳	144	3
	オ 60~69歳	201	2
	カ 70~79歳	213	1
	キ 80歳以上	119	4
	回答なし	40	5

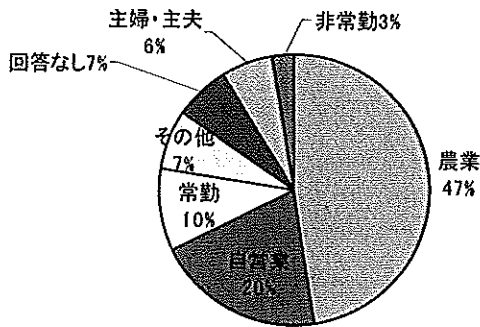


問 1 1 - 2 個人の方にお聞きします。あなたの就業状況に○をつけてください。

結果：

農業に就業している人は 47%であり、次いで、農業以外の自営業の人が 20%を占めた。

回 答	回答数	順位
ア 農業	391	1
イ 農業以外の自営業	169	2
ウ 主婦・主夫	52	6
エ 常勤(会社員、会社役員等)	81	3
オ 非常勤(臨時職員、パート、アルバイト等)	22	7
カ その他	60	4
回答なし	55	5

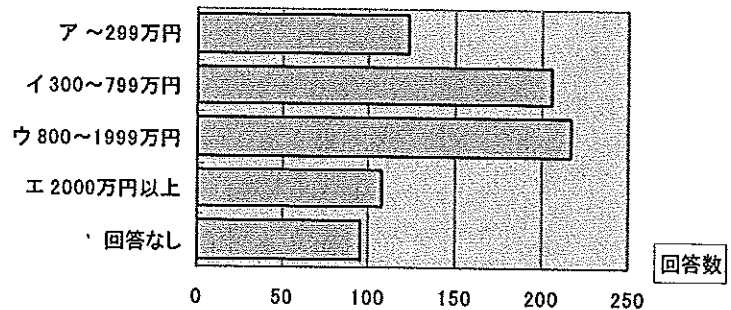
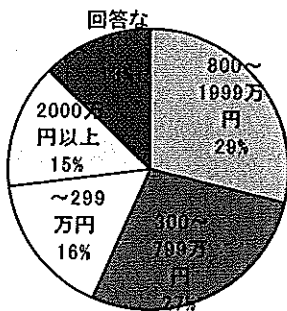


問 1 1 - 3 個人の方にお聞きします。あなたのあてはまる世帯収入に○をつけてください。

結果：

世帯収入については、300~799 万円と 800~1,999 万円がほぼ同数回答で、全体の 56%を占めた。

回 答	回答数	順位
ア ~299 万円	123	3
イ 300~799 万円	205	2
ウ 800~1999 万円	217	1
エ 2000 万円以上	108	4
回答なし	95	5

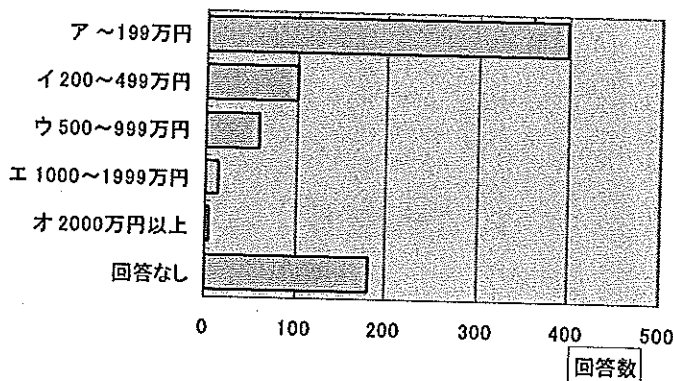
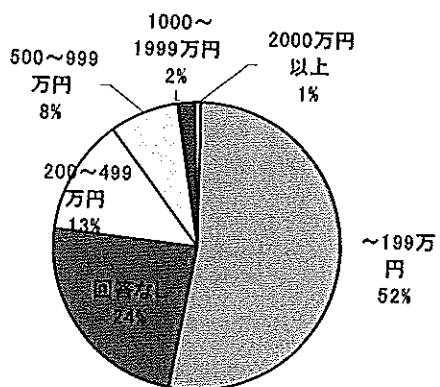


問11-4 「問11-3」の世帯収入のうち、農業収入があてはまるものに○をつけてください。

結果：

世帯収入のうち農業収入は 200 万円未満が過半を占め、200～499 万円未満を合わせると 65%となった。

回答	回答数	順位
ア ～199万円	398	1
イ 200～499万円	100	3
ウ 500～999万円	58	4
エ 1000～1999万円	14	5
オ 2000万円以上	5	6
回答なし	180	2

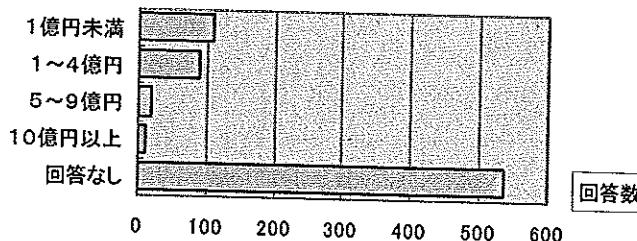
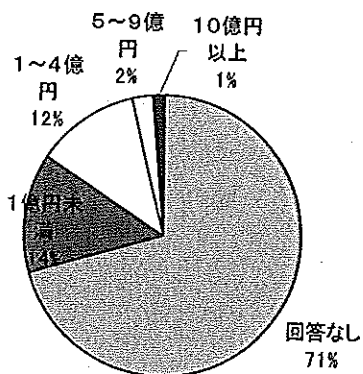


問12 直近の相続における相続税額の総額を、差し支えなければ教えてください。

結果：

回答者のうち、相続税額は1億円未満が108人いた。1億円以上も100人を超えた。

回答	回答数	順位
1億円未満	108	2
1～4億円	90	3
5～9億円	19	4
10億円以上	11	5
回答なし	536	1



問13 あなた（個人又は法人等）の農地や樹林地等の面積はどのくらいですか、あてはまる欄に○をつけてください。

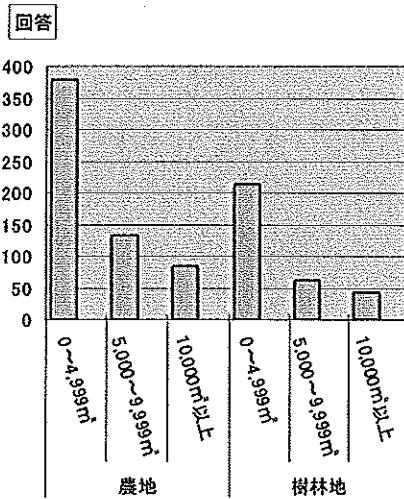
結果：

全体的に保有する面積は 5,000 m²未満がいずれも 60～80%と多数を占め、農地、樹林地とも市街化調整区域の面積が多かった。

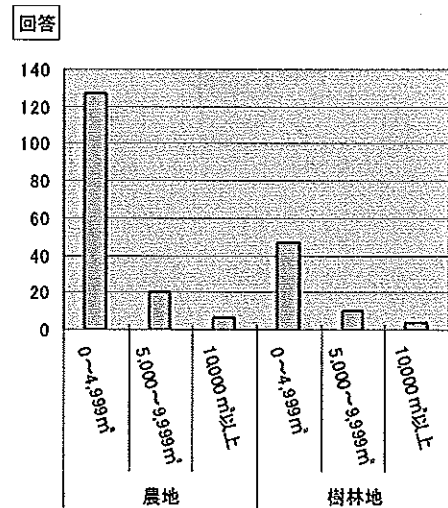
農地や樹林地を保有している区としては、都筑区、青葉区、緑区、泉区、戸塚区など、市北部及び南西部周辺の区が上位を占めた。

		回 答	回答数	順位
市街化調整区域	農地	0～4,999 m ²	379	1
		5,000～9,999 m ²	132	2
		10,000 m ² 以上	84	3
	樹林地	0～4,999 m ²	214	1
		5,000～9,999 m ²	61	2
		10,000 m ² 以上	43	3
市街化区域	農地	0～4,999 m ²	127	1
		5,000～9,999 m ²	20	2
		10,000 m ² 以上	6	3
	樹林地	0～4,999 m ²	47	1
		5,000～9,999 m ²	10	2
		10,000 m ² 以上	4	3
回答なし			95	

市街化調整区域

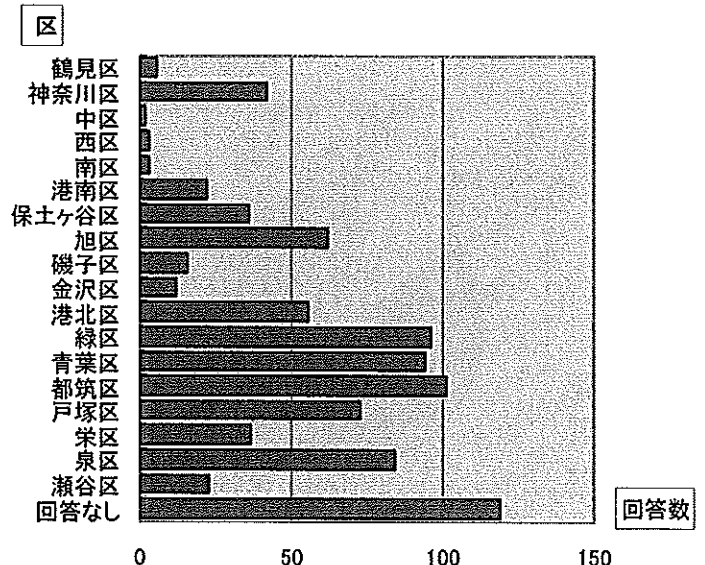


市街化区域



農地・樹林地の別保有状況

回答	回答数	順位
鶴見区	6	16
神奈川区	42	9
中区	2	19
西区	3	17
南区	3	17
港南区	22	13
保土ヶ谷区	36	11
旭区	62	7
磯子区	16	14
金沢区	12	15
港北区	56	8
緑区	96	3
青葉区	94	4
都筑区	101	2
戸塚区	73	6
栄区	37	10
泉区	84	5
瀬谷区	23	12
回答なし	119	1



問14 市街化調整区域の樹林地等を守るための今後の取り組みについて、自由にアイデアやご意見をお聞かせください。

結果：

【樹林地に関する意見】

項目	件数	順位	意見、要望、意向等
緑地の保全・支援	28	1	市民の森への指定、市からの支援、助成金
日常管理	19	2	日常管理が大変、人手不足、樹林地が荒れている、剪定枝の処分方法
相続税対策	17	3	相続税の減免、対策
固定資産税対策	6	4	固定資産税の減免、対策
周辺環境の悪化	5	5	不法投棄対策、周辺住民の苦情、散策者のマナー
PRの推進	5	5	市民への啓発、ネーミングライツ
法制度の整備	4	7	法制度の整備、制度や優遇策の要望、改善等、山林の有効活用
柔軟な土地利用	4	7	調整区域の条件改正、使用目的の多様化
市民の協力	4	7	市民の参加、ボランティア、市民トラスト、樹林レンジャー
収入の安定	3	10	地主の安定収入
規制強化	2	11	資材置き場や埋め立てなどの禁止
土地の買取	1	12	市による土地の買い上げ
その他	14	-	上記以外
合計	112		

【農地に関する意見】

項目	件数	順位	意見、要望、意向等
周辺環境の悪化	6	1	不法投棄対策、違法駐車、周辺住民の苦情、散策者のマナー、野焼き禁止に対する不満
相続対策	4	2	相続税の軽減、農家以外への相続、貸した農地にも納税猶予希望
農地の保全	3	3	農地保全、周辺の違反への対応、今後の農地保全施策
柔軟な土地利用	3	3	農地に対する法律の規制緩和、市街化調整区域の見直し
後継者不足	2	5	後継者がいない、市民の手が必要
農業収入の安定	2	5	収入が少ない、直接補助(具体的な支援策が記載されていないもの)
固定資産税対策	1	7	固定資産税の軽減
生産振興対策	1	7	具体的な農業振興対策
その他	11	-	上記以外
合計	33		

【共通意見】

項目	件数	順位	意見、要望、意向等
相続税対策	27	1	相続税の軽減や免除、農地や樹林地も物納できるように
固定資産税対策	16	2	固定資産税の軽減
緑の保全	9	3	調整区域に緑を残すべき、所有するものに喜びが感じられるように
柔軟な土地利用	8	4	柔軟な土地利用、規制されている区域の見直し
日常管理	4	5	土地の日常管理に関する問題、行政で支援を
市民の協力	4	5	市民の協力による土地の管理、市民参加で守ってもらいたい
PRの推進	3	7	緑の大切さと管理人たちの苦勞などのPR
収入の安定	2	8	地主の収入の安定
周辺環境の悪化	2	8	不法投棄対策を
土地の買取	1	10	土地を市に買ってほしい
その他	20	-	
合計	96		

※データは四捨五入し、円グラフは100%になるよう微調整しています。

Ⅲ おわりに

今回のアンケート結果を踏まえ、市街化調整区域の貴重な緑の拠点を形成する農地や樹林地を守り、緑被率の維持向上を目指すため、今後の支援策の拡充に活かしてまいります。

お問い合わせ先

アンケート全般及び樹林地に関すること	農地に関すること
〒231-0017 横浜市中区港町1-1 TEL:045-671-3534、2279 FAX:045-641-3490 Eメール: ks-yochichosei@city.yokohama.jp 担当課: 横浜市環境創造局用地調整課	〒231-0017 横浜市中区港町1-1 TEL:045-671-2630 FAX:045-664-4425 Eメール: ks-nouchihozen@city.yokohama.jp 担当課: 横浜市環境創造局農地保全課

現在、買取相談のある箇所数と面積

樹林地の所有者が、本市での買取を希望している土地、本市への売却を検討しているか土地等の集計。

平成20年11月 現在

	箇所数	面積 (h a)
特別緑地保全地区	朝比奈地区など 11箇所	8.4
市民の森	網島市民の森など 4箇所	2.2
その他※	12箇所	約60 h a

※ 「その他」は、地区指定のない樹林地での買取相談

平成21年度の緑地指定の事業推進の考え方

- (1) 特別緑地保全地区、源流の森の指定面積要件を5,000㎡以上から1,000㎡以上に引下げるなどの制度拡充を行い、土地所有者に周知を徹底するよう取組み、緑地保全指定を推進します。
- (2) 円海山周辺などの「緑の10大拠点」及び、市街化調整区域の良好なまとまりのある樹林地について、特別緑地保全地区、源流の森、市民の森の指定の働きかけを進めます。
- (3) 市街化区域では、市民に身近な小規模樹林も対象に、特別緑地保全地区や、既に指定面積要件を1,000㎡から500㎡に下げた緑地保存地区等を、土地所有者に周知を徹底するよう取組み、緑地保全指定を推進します。

<21年度の指定予定>

	地 区
特別緑地保全地区等の 指定予定地区	<ul style="list-style-type: none"> ・自然観察の森（栄区） ・瀬戸地区（金沢区） ・中田宮ノ台地区（泉区）（市民の森の重複指定） <div style="text-align: right;">他</div>

法・条例による緑地保全制度等の年度末の指定済み面積の推移

(過去5か年)

(単位：h a)

緑地保全制度		H15	H16	H17	H18	H19
法律 に基 づく 制度	円海山近郊緑地 特別保全地区	100	100	100	100	100
	特別緑地保全地区	147	150	165	171	184
条例 に基 づく 制度	市民の森	409	416	417	419	419
	緑地保存地区	173	172	170	163	160
	源流の森	11	11	11	8	10

緑地保全制度等の指定面積の5年間の見込み

指定予定面積（平成 21～25 年度）		
	市街化調整区域	市街化区域
1,119ha	1,050ha	69ha

樹林地、農地の買取り面積と事業費の推移（過去5か年）

【決算ベース】

		H15	H16	H17	H18	H19
樹林地	買取り面積(h a)	6. 9	11. 8	9. 5	13. 6	9. 9
	事業費 (百万円)	2,444	4,471	3,620	5,316	3,567

※ 農地の買取りについて、これまで、本市が「農地を農地として利用する目的で買取る」施策はありませんでした。

新規・拡充による樹林地、農地の買取りの面積と費用の5年間の見込み

平成21年度から25年度

	買 取 面 積 (h a)	事 業 費 (億 円)
樹 林 地	1 5 1	4 4 0 . 8
農 地	8	2 4 . 0
合 計	1 5 9	4 6 4 . 8

緑地買取りに伴う固定資産税・都市計画税への影響

区 分	買取面積 (h a)	減収見込額 (5か年の累計) (百万円)
樹 林 地	1 5 1	1 6 9 . 9
農 地	8	0 . 2
合 計	1 5 9	1 7 0 . 1

※ 減収見込額は、次の条件のもとに試算

- ① 買取に伴う減収額は、翌年度課税分から生じるため、平成22年度から26年度までとする。
- ② 各年度の買取面積に応じて翌年度以降の減収額が変動するが、ここでは、毎年、均等に買取が発生するものと仮定する。
- ③ 減収額の算定には、課税実績をもとに、標準的な税負担額を用いる。

緑地の維持管理費について

※ 平成20年9月5日環境創造・資源循環委員会説明資料より抜粋

(1) 緑地再生・管理事業

里山の森は、手入れを十分にせずに放置すると林の中が暗くなり、植生が貧弱になってしまいます。明るく、多様な動植物が生息する健全な森とするため、特別緑地保全地区等の指定地や市有緑地のうち必要な箇所について、間伐を主とした一斉手入れ等を行います。

また、民地との境界部においても草刈りを実施する等、樹林地を良好な状態で管理します。

* 間伐による一斉手入れ : 3,352 百万円 (5 か年合計)

* 民地境界部草刈り等 : 379 百万円 (5 か年合計)

(2) 緑地防災・安全対策事業

市民の森等を市民が安全に活用できるよう、危険斜面の崩壊予防等の整備を行います。

また、民地と接している樹林地外周部において、危険樹木の撤去等を実施します。

* 危険斜面整備 : 100 百万円 (5 か年合計)

* 外周樹木撤去等 : 193 百万円 (5 か年合計)

(3) 市民協働による緑地維持管理事業

管理水準等を明確化した保全管理計画を市民との協働で策定し、この計画に基づいて樹林地の維持管理を実施します。

* 委託費等 : 40 百万円 (5 か年合計)

農地貸付促進事業、市民農園用地取得事業、農地流動化促進事業の 平成21年度の具体的な事業内容

※ 平成20年9月5日環境創造・資源循環委員会説明資料より抜粋

(1) 農地貸付促進事業

担い手不足から耕作できなくなった農地を有効利用し、荒廃化を防ぎ、規模拡大を望む農家を支援するため、農業経営基盤強化促進法に基づき市が農地貸借の仲介を行っています。

しかし、現状は3年未満の短期貸借がほとんどで、借り手農家の安定経営が確保できていません。

そこで、規模拡大希望農家が長期間安定的に農地を借地できるよう、農地所有者を誘導します。このことにより、農地の荒廃化の解消と発生防止につなげます。

※ 長期貸し付け誘導 5カ年面積：70ha

(2) 市民農園用地取得事業

特区農園等民設民営で市民農園の拡大を図っていますが、市民の要望が強く、現在の25ha強の開設面積では要望に応えられていません。特に中心区在住の市民は農園の利用機会が大変少ない状況です。

相続税の支払いのため手放さざるを得ない農地を、市が買取り、市民農園として活用します。また、新しい市民農園に遠距離からの利用が可能な施設（農機具置き場等）を併設するなどにより、収益性を高めます。

※ 用地取得 5カ年面積：8ha

(3) 農地流動化促進事業

農地を、担い手となる意欲的な農家に集積させていくための事業（農地保有合理化事業）を現在、神奈川県農業公社が行っていますので、相続が発生し農地を手放さざるを得ない農家の優良な農地については、県農業公社に買取（中間保有）を依頼します。買取資金の借入にかかる利子（原則2年間）や売渡しまでの管理費を補てんします。

※ 県農業公社買取 5カ年面積：20ha

農政施策検討会の提言について

農政施策検討会は、農地を守るため、農業を取り巻く情勢の変化や課題を踏まえ、農家が受け入れやすく市民にも共感いただける施策の検討を目的に、平成20年3月に設置されました。

学識経験者、農業者・農業団体、市民それぞれの視点から、5回にわたり検討が行われ、7月17日に環境創造局長あてに、提言書が提出されています。

1 農政施策検討会委員構成と検討経過

(1) 農政施策検討会委員名簿

(所属等は委員会発足時のもの)

	区分	氏名	所属等
座長	学識経験者	蔦谷 栄一	(株)農林中金総合研究所特別理事
副座長	学識経験者	山崎 久民	(株)WAN研究所代表取締役、税理士
委員	農業団体代表	池田 正人	横浜農業協同組合常務理事
委員	農業団体代表	栗原 文雄	横浜農業協同組合常務理事
委員	農業団体代表	下山 和洋	田奈農業協同組合常務理事
委員	農家代表	門倉 章夫	前横浜市南西部農業委員会会長
委員	農家代表	内田 洋幸	横浜川崎農業経営士会長
委員	農家代表	三澤百合子	よこはま・ゆめ・ファーマー
委員	農家代表	中山 知樹	横浜農業協同組合青壮年部参与
委員	市民代表	大場多美子	神奈川県都市農業推進審議会委員

(2) 農政施策検討会の検討経過

	年月日	内容等
第1回	平成20年3月21日	・本市農業及び施策の概要について ・検討課題について
第2回	平成20年5月1日	・担い手の育成施策について
第3回	平成20年6月9日	・農地保全と農業振興策について
第4回	平成20年6月23日	・相続税対策について ・検討課題の補足検討
第5回	平成20年7月8日	・施策検討会の提言内容について

2 提言の主な内容

(1) 農地の担い手対策

ア 横浜型担い手農家の育成

国の施策の認定農業者以外に、小規模で多機能な都市農業が展開されている横浜にふさわしい「横浜型担い手像」を明確にして支援することが望ましい。

また、後継者の育成指導や女性農業者の活動支援等を促進するべきである。

イ 農業者への農作業支援

援農にあたる人材育成や組織拡充を行うため、市民農業大学講座の充実や修生の組織化、人材登録などを進める必要がある。

あわせて、地域に根ざした農作業の受委託組織の育成や農業機械のオペレーターなどの教育支援策を導入することが望ましい。

ウ 自分で耕作できない農地のあっせん支援

農家間の貸し借りが促進される情報提供の仕組みづくり、長期契約の貸し手に対する奨励金などにより、農地の流動化を促進する必要がある。

エ 市民参画型農業の確立

多種多様なニーズに対応した市民利用型農園の開設を進めるとともに、農園開設を手助けするコーディネーターの育成を進めるべきである。

(2) 農地保全策と営農環境整備

ア 農地と田園景観の保全

減少が著しい市街化調整区域では、まとまりのある小規模面積の農地で生産基盤の確立を支援するほか、市街化区域では「生産緑地地区」の指定を進めるなど土地利用制度も含めた農地保全の仕組みづくりを推進することが重要である。

イ 営農環境整備

地域住民と協力した不法投棄対策や、周辺環境に配慮した生産環境整備へ助成を行う必要がある。

(3) 農業振興対策

ア 地産地消の推進

地産地消を拡大するため、大型の共同直売所の設置に対し助成を行うとともに、市民に人気の高い収穫体験の場を整備する必要がある。

イ 生産機械・施設の導入推進

生産用機械のリース方式による導入を図るとともに、横浜型担い手農家に対する支援の仕組みを整備すべきである。

(4) 農地の相続対策等

ア 相続税評価・猶予の制度改善

相続税納税猶予制度の農業用施設用地への適用拡大、貸付地や市民農園用地について、担い手農家への相続税の負担軽減を国に働きかける必要がある。

イ 公的機関による買取り及びあっせん

農家に相続が発生し、やむを得ない場合に、農地保有合理化法人による買取りを促すとともに、必要な場合は市民農園用地として買い取ることも検討する必要がある。

ウ 農業用施設用地の固定資産税の負担軽減

農業経営上不可欠な農業用施設用地の固定資産税が高額であるため、その負担を軽減することが望ましい。

横浜における今後の農政施策について

提 言

平成20年7月

農政施策検討会

目 次

第1 農政施策検討会の提言にあたって	2
第2 提 言	3
1 農地の担い手対策	3
2 農地の保全策と営農環境整備	5
3 農業振興対策	7
4 農地の相続対策等	9
5 施策の体系図	11
第3 参考資料	12
○横浜の農業の概要	12
○市街化調整区域所有者アンケート結果の抜粋	18
第4 農政施策検討委員会概要	20
1 農政施策検討委員会委員名簿	20
2 委員の任期	20
3 農政施策検討会の検討内容	20

第 1 農政施策検討会の提言にあたって

食の安全・安心が叫ばれている昨今、世界の食糧危機を危惧して将来の食料の安定供給に不安を持つ市民も多く、都市における農地の保全や新鮮で安全・安心な農畜産物の安定供給は、私たちの大きな課題となっています。また、地球環境の悪化や持続可能な社会への転換とともに、日本の農業を取り巻く環境も大きく変革しつつあります。

そこで、横浜市では平成 18 年 12 月、農地を含めた横浜らしい水・緑環境を、市民・事業者との連携・協働により実現することを基本理念とした「横浜市水と緑の基本計画」が策定されました。さらに、「中期計画」では「横浜みどりアップ」計画を掲げ、みどりの総量（市域の 31%の緑被率）を維持・向上していくため、様々な取組が開始されているところです。

農地は、この緑被面積の約 4 分の 1（約 3,300ha）を占める重要な緑の空間であるとともに、新鮮で安心な農畜産物の供給のみならず、横浜の原風景として市民に安らぎを与え、ヒートアイランド現象の緩和、貯水機能、災害時の避難場所、環境教育や農業体験の場として、多面的な機能を有しています。また、農地は地域コミュニティを形成する上でも重要な役割を果たしています。

この農地の多面的機能を市民が享受していくには、市民が農業を理解し共感でき、農業者が受け入れやすい支援策を講じていく必要があります。横浜市が平成 19 年 9 月に実施した、市街化調整区域の農地・樹林地所有者へのアンケート結果からも、相続税の支払いに対する不安、高齢化や後継者の問題、農地周辺の環境対策など、様々な課題が明らかとなりました。

しかし、近年、農畜産物価格は低迷する一方で、原油価格高騰を契機にした農業・畜産生産資材等の高騰や地球温暖化による気候変動などの影響も加わり、農業経営は大変厳しくなっています。その結果、農地の担い手が不足し、農地として維持管理していくことが困難になっています。都市における農業は、農地の多面的な機能をより発揮しながら、農業者が安心して持続的な農業経営を行い、また市民のニーズにも応えられるよう、行政内部においても関係部局が一体となって多角的多層的な支援策を講じる必要があります。また、農業の存続に不可欠である相続税対策にも取り組む必要があります。

当農政施策検討会は、上記の現状や課題を踏まえ、平成 20 年 3 月 21 日の発足以来、計 5 回にわたり「横浜における今後の農政施策」を検討してきました。その成果として、提案や意見を提言書にまとめました。都市農業にとっては市民の理解が不可欠ですので、当局におかれましては、さらにこの内容を吟味し、市民との協働により、効果的な施策が実施できるよう期待します。

平成 20 年 7 月 17 日

農政施策検討会

座長 蔦谷 栄一
委員 池田 正人
委員 下山 和洋
委員 内田 洋幸
委員 中山 知樹

副座長 山崎 久民
委員 栗原 文雄
委員 門倉 章夫
委員 三澤百合子
委員 大場多美子

第2 提言

1 農地の担い手対策

農地を保全するには、その農地を誰が何に使うかがきわめて重要になる。横浜市は農業従事者は高齢化の一途をたどっており、農業の担い手をいかに確保していくのか、また担い手農家の農作業をどのように支援するか、自分で利用できない農地の貸し借りをどのように進めるか、さらに、市が利用する場としての市民利用型農園のあり方についても検討を加えた。

(1) 横浜型担い手農家の育成

ア 横浜型担い手像の明確化

国の施策にある農業経営基盤強化促進法に基づく「認定農業者」は、規模拡大を志向したものだが、集約的経営が多く様々な都市型農業が営まれている横浜では、国でいう認定農業者以外に、独自の担い手像を明確にして施策と支援を集中すべきである。

その際、現在の認定農業者制度では制度資金への利子助成による無利子融資以外にほとんどメリットがないため、個人が導入する機械や施設にも一定の補助を行うことも検討すべきである。

イ 農業後継者の育成

地域におけるリーダー的な農家や先進的経営を行う農家が、地域ごとにグループをつくるなどにより農業後継者の育成指導にあたりるとともに、現在設置されている後継者育成協議会の活動を充実させ、若手の農業後継者を育てることが必要である。

農業経営の安定こそが後継者が就農する第一の条件であり、そのための農畜産物の価格安定対策を始めとする総合的な施策が、後継者育成にとって重要である。

ウ 女性農業者の活動支援

横浜独自の女性農業者の支援制度である「よこはま・ゆめ・ファーマー」は、女性の発言の機会が増えるなど、一定の成果があったが、農外への情報発信力にもさらなる期待が寄せられている。

男女共同参画推進の観点から政策決定の場への参加など、今後の活動をさらに進めるための環境づくりも検討すべきである。

(2) 農業者への農作業支援

ア 援農組織の拡充

現在も市民農業大学講座の修了生が「はま農楽」を結成し、労働力が不足する

農家に対して援農を行っており、農家にとって大きな力となっているが、援農にあたる人材が不足している。市民農業大学講座の受講生の定員増加や受講方法の弾力化等について工夫する必要がある。

また、援農にあたる人材個々の技量がわかるような仕組みを設けることにより、農家が安心して農作業を依頼できる工夫が必要である。

あわせて、農協における人材登録の仕組みについても検討する必要がある。

イ 機械作業の受委託組織の育成

農業機械による農作業については、高齢化が進むと事故の危険も高まり、近い将来機械作業がだんだん難しくなることが予想される。

そこで、水田の機械作業や畑の作業の一部では、地域に根ざした受委託組織を地域の実情にあわせ具体的に検討し、組織を育成する必要がある。また、組織で農作業を受託するオペレーターの人材育成や、導入する大型の農業機械等への支援、一定の運営経費に対する助成についても検討する必要がある。

(3) 自分で耕作できない農地の斡旋支援

ア 農家間の貸し借りの促進

農作業を委託してもどうしても耕作できない場合は、他用途に転用されることも危惧される。これを防止するためにも、地域における規模拡大志向の農業者が必要なときに安心して借りられるように、貸地の営農条件などの情報が管理・提供される仕組みを検討する必要がある。

また、規模拡大農家に対しては、農業機械の補助など条件整備も必要と考えられる。

イ 法人等農外からの参入支援

地域における規模拡大志向の農業者のみでは農地の担い手が不足する。そのため、農業以外からの新規参入希望者や特定法人の参入にも門戸を開いている。しかし、具体的に農地を斡旋する仕組みがないため参入には結びつきにくい。法人の参入は農地の遊休化防止の効果も期待できる半面、農家のなかには慎重な意見もあり、地域とうまく融合できるかどうかを含め参入に当たっての審査を的確に行う必要がある。

ウ 農地の貸し手への支援

借り手が長期間安心して借りられる仕組みとして、長期の契約に対しては貸し手に奨励金を交付するなどの支援により貸し手の理解が得られやすくなるため、農地の流動化が進むものと考えられる。

さらに、貸し手に相続が発生した場合に現行制度では相続税納税猶予が受けら

れないため、納税猶予の適用や評価減等の対策を国に強く要望する必要がある。

(4) 市民参画型農業の確立

ア 市民利用型農園の整備促進

市民の農体験ニーズは高く、多種多様なニーズに対応した市民利用型農園の開設を進める必要がある。

また、貸し農園は、地主の相続発生時に相続税納税猶予が適用されないので対策が必要。それに対し、体験型農園は相続税納税猶予の対象になるとともに、農家と市民と一緒に農作業ができることでコミュニティ醸成の効果も期待できる。

イ コーディネーターの育成

農園を開設したくてもそのノウハウの分からない農家が多いことから、農園運営のコーディネーターを育成し、農家の条件や周辺住民のニーズにあった農園開設や運営のサポートが必要である。

また、こうしたコーディネーターには市民農園のみならず、援農活動や農地の不法投棄防止活動など、様々な市民活動のサポート役としての役割も期待したい。

ウ 地域住民との協働

地域住民が自分の地域の農的空間を歩いて回りながらその魅力や課題を認識できるアグリツアーは、周辺住民の農業や農地への関心を高めるのに役立つ。こうして関心の高まった、住民の力を活用した農のある地域づくり協定事業は、地域における荒廃農地の解消にもつながることから、今後も積極的に進めるべき事業である。

2 農地の保全策と営農環境整備

毎年減り続ける農地をいかに保全し、その保全された農地の耕作条件などの営農環境を整備して、農地における多面的な機能の発揮や継承について検討するとともに、近年問題となっている周辺環境との調和対策や、環境問題への対応についても検討した。

(1) 農地と田園景観の保全

ア 市街化調整区域の農地保全対策

横浜市独自の農業専用地区制度は、農地が開発の波に呑まれかけていたなかで、計画的都市農業の確立に大きな役割を果たし、その後の都市計画法による線引きや農業振興地域整備促進法による農業振興地域、農用地区域の指定にも大きな影響を与えた。しかし、市内には農用地区域の指定のないいわゆる白地農地が多く、毎年約15ヘクタールが減少しており、調整区域の農地をいかに保全するかは重

要な課題である。

この市街化調整区域の農地を保全する手法としては、農業専用地区では農業生産の中心的な担い手が多いため、農業振興策や担い手施策など集中的に実施されている。併せて、農業専用地区以外であっても、比較的まとまりのある小規模面積の農地に対して、一定の補助事業を行うなど、生産基盤を整備することも重要となる。農地の保全に向けて、今後の市街化調整区域の土地利用制度のあり方も踏まえ、支援の内容について検討していく必要がある。

イ 市街化区域の農地保全対策

市街化区域の農地保全で最も有効な方法は、「生産緑地地区」の指定である。そこで、毎年指定を続けるとともに、横浜市独自の要件については緩和し指定拡大を図る必要がある。

また、生産緑地地区への指定が困難な場合は、固定資産税の減免措置または奨励金の交付などにより、農地の急速な減少を防ぐ手立ても必要と思われる。その場合は相続税納税猶予の対象とはならないが、中期的な保全策として一定の存続効果は期待できるものとする。

ウ 田園景観や水田の保全対策

水田は、単位面積当たりの労働時間も少ないことから、自家消費用の米づくりで維持されている部分も多い。しかし、収益性が低いことから、一定の額の所得補償をしなければ、やがては埋め立てられ農業以外に転用される恐れがある。水田は、優れた田園景観を構成するのみならず、ヒートアイランド現象の緩和や洪水防止など都市環境の保全上も重要な役割を持っているため、畑作の所得との差額を補填するなど、埋め立てを抑制できる効果的な手法を検討する必要がある。

また、都市における農地が様々な多面的機能を有し、都市住民の共有財産であるとも言われながら農地所有者や管理者任せになっている。そこで、農家への直接交付ではなく、地域の農地を管理している水利組合や土地改良区、農業専用地区協議会などの地域団体に保全面積に応じた一定の額を交付し、農家が地域住民の協力を得て農地保全活動を行う新たな仕組みづくりが必要である。

(2) 営農環境整備

ア 生産基盤整備

農業専用地区制度は全国に誇れる制度で、後継者の育成にも重要な役割を果たしてきた。しかし、初期に整備した地区では荒廃化が進んだり、施設の更新が必要なものもあり、再整備が必要になってきている。また指定はされたものの、未だに整備に着手できていない地区もあるため、計画的な整備が必要である。

農業専用地区以外でも、一定の要件で基盤整備に助成を行い営農環境を整備す

る必要がある。

また、農業専用地区等市街化調整区域でも、個人直売所が開設できるよう法令の運用を改善する必要がある。

イ 不法投棄対策

土地改良事業などで、農道が拡幅され利便性が増した反面、不法投棄が多くなった。警察等による取締りの強化とあわせ、投棄が繰り返される場所に監視装置や警報装置を設置し、被害の減少を図る必要がある。

また、日頃から不法投棄物を早めに撤去し、きちんと農地を管理していると、不法投棄の抑制につながるので、地元農家によるパトロールも重要である。しかし、地元農家だけではパトロールや清掃活動の負担が大きいため、行政によるパトロールの委託や、地域住民と一体となった自主活動も重要なため、活動費に対する助成があるとよい。

ウ 周辺環境に配慮した生産環境整備

農薬の飛散防止のためのネットや、堆肥散布・農薬散布の時間を短縮するための機械施設、野焼き防止のための剪定枝の堆肥化機械等について助成を行う必要がある。これらは農家向けの施設ではなく近隣住民に対する影響を緩和する対策であり、収益に結びつかないため高率の助成がなければ対応が進まない。

また、農薬飛散防止のため畑の縁辺部に丈の高い牧草を植えたり、土砂流出や土ぼこり対策として畑の空く時期に牧草類の栽培を進めることも重要である。牧草類の栽培は、根圏微生物の改善や肥料バランスの改善といった耕種的な効果のほかに、炭酸ガスの固定など地球温暖化対策上の効果も期待できるので、広範な農家の取組みにつながるような普及活動の支援が必要である。

3 農業振興対策

農地が保全され営農環境が整備されても、そこで何を生産しどのように販売し、収益性の高い持続的な農業経営が展開できるかは非常に重要な課題となる。あわせて生産振興対策としての省エネルギー化の推進、収穫体験農園の育成支援を検討した。また農業経営安定対策として、個人補助の検討やリース方式による機械施設の整備などについて検討した。

(1) 地産地消の推進

ア 直売所の設置支援

生産基盤整備の項でも触れたが、市街化調整区域での農産物直売所の設置について規制を緩和するとともに、販売労働力のない農家のための農協による大型の共同直売所の設置に対し助成を行う必要がある。

また、直売所の品揃えを充実させるための栽培指導や研修会のようなソフト事業とあわせ、加工施設設置についても支援を検討する必要がある。

イ 収穫体験農園の整備支援

最近市民に人気の高いブルーベリーやイチゴなどの生産施設の設置に助成を行い、市民が気軽に収穫体験できる場を整備する必要がある。もぎ取りの体験できる果樹などは、収穫だけを体験できる手軽さと味の良さなどから、市民の人气が高く、身近な場所で地産地消が味わえる。また、農家にとっても、収穫・調製労働は品目によっては全労働時間の半分近くを占める大きな負担となっているので、収穫を市民が直接行う収穫体験農園は労働力軽減の面からも期待ができる。

しかし、市民対応の時間や宣伝活動も必要となるので、単に農園の整備に助成するのみならず、市民からの問い合わせに対し、農園を案内できる機能を受け持つ組織の育成やその運営への支援についても検討する必要がある。

(2) 生産機械・施設の導入推進

ア 生産用機械のリース方式による導入

農業生産用機械のうち使用頻度の少ないものは、過剰投資を避けるため共同利用されるが、今後は従来の補助金による購入費助成だけでなく、リース方式による導入により、機械利用組合の初期投資を軽減することも必要となる。この場合、結果的にリース方式が従来の補助方式より割高になっては意味がないので、農協を含むリース事業主体が農業用機械を購入する際に市が購入費を補助し、その圧縮価格をもとにリース料金を設定する方式について検討する必要がある。

イ 横浜型担い手農家への個人補助の検討

農業生産用機械等の導入について、現在は共同利用の場合に補助を行っているが、個人利用の場合は制度資金による融資対応であり、その利子補給を行っているに過ぎない。しかし、認定農業者等の横浜型担い手に対しては個人補助を行うことにより、新たな設備投資を少ない経費で行えることから有効である。国のモデル事業では3割補助を行っており、この水準がひとつの目安になる。

横浜型担い手農家である環境保全型農業推進者や直売ネットワーク参加者などへは、その取組み内容のレベルに応じた支援を行い、一定期間のフォローアップが必要である。

ウ 施設の省エネルギー化の推進

燃料価格の高騰への対応や地球温暖化防止の観点から、農業においても省エネルギーの推進に積極的に取り組むことが急務である。特に、施設園芸における暖房については、より効果的な技術が開発されつつあるので、こうした先進的な技

術の導入に対し助成を行うことにより、省エネルギー化の推進を一層図る必要がある。

4 農地の相続対策等

都市部の農家にとって相続税の負担は非常に大きく、経営を継続するためには、できるだけ、相続税納税猶予制度の適用を受ける必要がある。しかし、労働力の少ない農家にとっては、農地を維持するためには貸し出す以外には選択肢がないのが現状である。そこで、国への要請と、横浜独自で取り組む対策について検討を行った。

(1) 相続税評価・猶予の制度改善

現行の相続税納税猶予制度では、被相続人が耕作していた農地を相続人が耕作する場合に、一定額を超えた分の相続税が猶予される。その後耕作し続けると市街化調整区域は20年、生産緑地地区を含む場合は適用農地は全て終生の営農で猶予額が免除される。

この制度は都市農業の根幹にかかわる、都市の農家にとっては非常に重要な制度であり、制度がなくならないよう対処していかなければならない。

ア 農業用施設用地への適用拡大

猶予期間中に転用や譲渡があると猶予は打ち切られるが、相続人が自分の農業経営上必要な農業施設を設置する場合は打ち切られない例外がある。

そこで、相続後に設置が認められるような施設については、相続段階から納税猶予の対象となるよう制度の改正を国に働きかける必要がある。

イ 利用権設定した農地や市民農園用地の評価減

担い手農家に利用権設定した農地や、市民農園用地として地方公共団体や農協に貸し付けた農地、農家開設型市民農園として市民に貸し付けた農地については、自作を大前提とする相続税納税猶予制度の対象とはなっていない。しかし、耕作権割合分を控除する方法等で、貸し手の相続税負担を軽減することも合わせて国に働きかけることにより、貸し借りや市民農園の推進の大きな障害を解消する必要がある。

(2) 公的機関による買取及び斡旋

農家に相続が発生した場合に、その相続税の支払いのために収益性の低い農地が処分されることが多い。それを防ぐ対策として、広く農地の斡旋を行うと同時に公的機関による買取にも期待したい。

ア 農地保有合理化法人（神奈川県農業公社）の買取支援

農地を担い手となる農業者に売り渡す目的で一時的な買取のできる法人として、神奈川県内では神奈川県農業公社が唯一農地保有合理化法人の資格をもっているが、買取後直ちに売れるとは限らず、買取に慎重になっている。そこで、神奈川県農業公社の買取後の金利負担分を横浜市が補填することで、市内農家に相続が発生した場合の買取を促すとともに、買い取った農地は公共事業の代替地等として積極的に売却するなど農地として広く斡旋を進めていく必要がある。

イ 市民農園用地の買取

これまで横浜市が設置する市民農園は、農地所有者から借り上げて市民に貸してきたが、特定農地貸付法は地方公共団体に限り、市民農園としての買取を認めている。

相続の発生により、市民農園の買取が必要となってくる場合は、市民農園用地として買い取るための施策と財源の確保についても検討する必要がある。

(3) 相続税支払い資金への利子補給

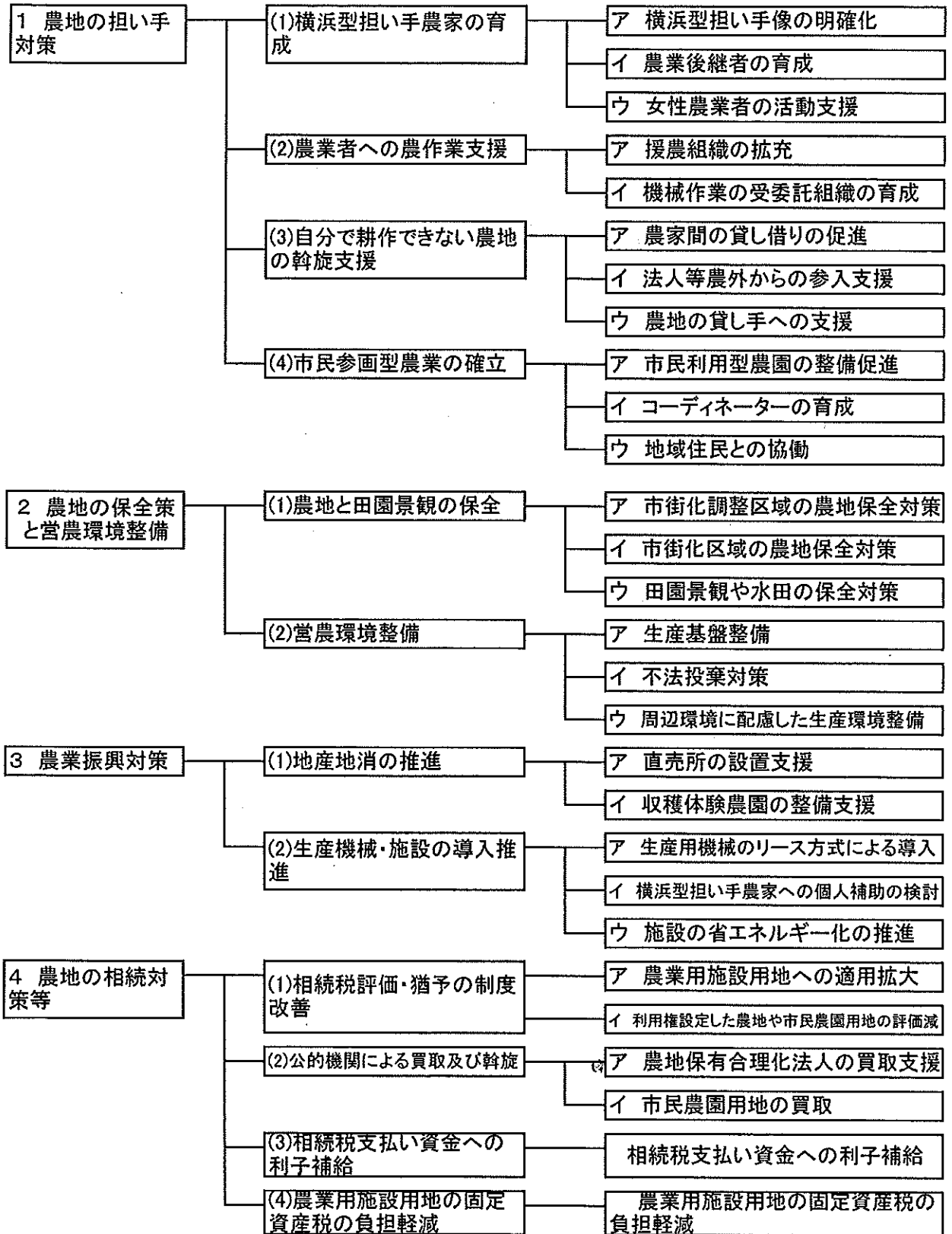
農業者が相続税の支払いのために農地等を公的機関に売る意志があるとき、相続税の支払期限から売買契約までのつなぎとして農協等から資金を借り入れた場合、その金利分の助成についても検討する必要がある。

(4) 農業用施設用地の固定資産税の負担軽減

農家の敷地内には、農業経営上不可欠な農業資材の保管庫、農業用車両の車庫、農業機械の格納庫、収穫物の調製保管施設、加工処理施設、直売所など様々な農業用施設が設置されている。これらは自宅敷地としての宅地の一部であり、非居住用の用途と見なされ、固定資産税が高額となっている。そこで、固定資産税の負担軽減について検討する必要がある。

【今後の農政施策の体系】

(新規・拡充分)



第3 参考資料

横浜の農業の概要 (P13~P17 の図表参照)

- 1 区域区分別農地面積
横浜市内には、約3,274haの農地があり、市域の7.5%に相当します。この約8割が市街化調整区域に、残り約2割が市街化区域にあります。
- 2 市内農地面積の推移
市内農地面積は、昭和55年に比べ、全体で約6割に減少し、市街化調整区域では約3割減となっているものの、市街化区域では約7割減となっています。
- 3 市内の農家数・就業人口および経営耕地面積の推移
市内の農家戸数は、約4,400戸で、35年前の半以下になっています。農業で働く人口は、約6,500人と、35年前の約3割にまで減少し、しかも、60歳以上の高齢者の割合が、35年前の27%から56%へと増加しています。
- 4 新規就農者の状況
市内の新規就農者の数は、毎年30人弱で、全国的に見ても比較的多い方ですが、Uターン就農者の割合が全体の3分の2になっています。
- 5 市内の農産物生産額
市内の農産物生産額は、約100億円で、その6割以上を野菜が占めます。ついで果樹、豚、花き、いも類、乳用牛等となっています。
- 6 販売農家平均売り上げ
市内の販売農家の平均販売額は、428万円となっています。
- 7 農家の可処分所得
神奈川県内の農家の平均像として、農業所得212万円、農外所得559万円、固定資産税を含む公租公課395万円を引いた可処分所得は451万円となっています。
- 8 農産物を直接販売した農家の比率
農産物を直接販売した農家の比率は56%で、市内162の直売所で291戸が、直売ネットワークに参加しています。
- 9 市民利用型農園 区別設置数
市内には、187箇所の市民農園があり、農園面積は28ha、約5,500区画になります。
- 10 横浜市の農業の底力 (横浜の農業生産の全国での位置)
市内の園芸作物の生産は、全国的に見ても、上位に入るものがあり、野菜では、コマツナが2位、カリフラワーが8位、キャベツが10位等となっています。統計値が公表されているものだけでも、野菜の収穫量ではトップ50のなかに11品目が入ります。
また、果樹類ではナシが全国48位に、花き類では、ベゴニア(鉢物)が1位、ニチニチソウ6位、パンジー8位(以上、苗物)等となっています。
このように、全国的にみても上位に入る品目が多い、多品目型園芸産地です。

1 区域区分別農地面積

(単位：ha、%)

区域区分	区域面積(ha) A	農地面積(ha) B	B/A×100 (%)	畑(ha)	田(ha)
市域全域	43,547	3,274.3	7.5	3,029.6	244.7
市街化調整区域	10,525	2,579.9	24.5	2,338.9	241.0
農業振興地域	4,926.1	1,776.9	36.1	—	—
農用地区域	1,047.4	1,023.9	97.7	867.0	156.9
農振白地	3,878.7	753.0	19.4	—	—
農業専用地区	1,033.0	632.8	61.3	557.0	75.8
農業振興地域外	5,598.9	803.0	14.3	—	—
市街化区域	33,022	694.4	2.1	690.7	3.7
うち生産緑地地区	347.2	343.9	99.5	341.8	2.1

※農地面積及び生産緑地地区（固定資産課税対象面積）平成19年1月1日現在

※農振関係 平成20年3月31日現在 ※都市計画区分 平成17年10月1日現在

※四捨五入のため合計が一致しない場合があります。

- ・農業振興地域：農業の振興を図ることが相当であると認められる地域に、県知事が農業振興地域整備基本方針に基づいて指定する地域。
- ・農用地区域：市が定めた農業振興地域整備計画において掲げる農用地等として利用すべき土地の区域。
- ・農振白地：農業振興地域内で農用地指定されていない地域をいう。
- ・農業専用地区：都市農業の確立と都市環境の保全をめざし、本市独自の制度として市長が指定した地区。市の農業施策を重点的に実施し、総合的・計画的に地域農業の振興を図る。

2 市内農地面積の推移

(単位：ha)

		昭和55年 (1980)	60年 (1985)	平成2年 (1990)	7年 (1995)	12年 (2000)	17年 (2005)	19年 (2007)
総面積		5,542	5,035	4,481	3,947	3,611	3,370	3,274
地目別	田	1,156	753	503	341	313	267	245
	畑	4,386	4,282	3,978	3,427	3,298	3,103	3,030
区域別	市街化区域	2,270	1,947	1,564	1,123	907	751	694
	調整区域	3,272	3,088	2,917	2,824	2,704	2,619	2,580
耕作放棄地（センサス）		109	65	90	68	67	67	—

(固定資産概要調書 各年1月1日現在)

3 市内の農家数・就業人口および経営耕地面積の推移

	昭和45 (1970)	昭和50 (1975)	昭和55 (1980)	昭和60 (1985)	平成2 (1990)	平成7 (1995)	平成12 (2000)	平成17 (2005)
総農家数(戸)	10,198	8,476	8,117	7,398	6,106	5,190	4,693	4,423
販売農家	—	—	—	—	4,094	3,493	3,040	2,655
自給的農家	—	—	—	—	2,012	1,697	1,653	1,768
専業農家	1,978	1,199	972	1,094	933	713	676	865
第1種兼業農家	2,816	2,510	1,910	1,488	1,164	917	373	396
第2種兼業農家	5,404	4,767	5,235	4,816	1,997	1,863	1,991	1,394
主業農家	—	—	—	—	933	1,421	884	937
準主業農家	—	—	—	—	1164	1,057	1,167	804
副業的農家	—	—	—	—	1997	1,015	989	914
農業就業人口(人)	21,823	17,130	15,472	13,710	9,834	8,023	7,502	6,577
16～29才(%)	13	11	9	7	8	7	6	6
30～49才(%)	40	37	31	26	26	23	23	22
50～59才(%)	20	22	25	26	23	19	16	17
60才以上(%)	27	30	35	41	43	51	55	56
基幹的農業従事者(人)	13,132	9,947	9,636	8,860	6,613	5,641	5,099	5,167
経営耕地面積(ha)	6,000	4,283	3,967	3,460	2,919	2,502	2,228	2,006
田	1,741	868	617	425	322	228	182	151
畑	4,082	3,107	2,600	2,368	2,071	1,691	1,599	1,486
樹園地	177	308	750	667	527	584	447	368

(各年の農林業センサス)

※平成2年からの各数値(網掛け部分)は、販売農家の数字になっています。

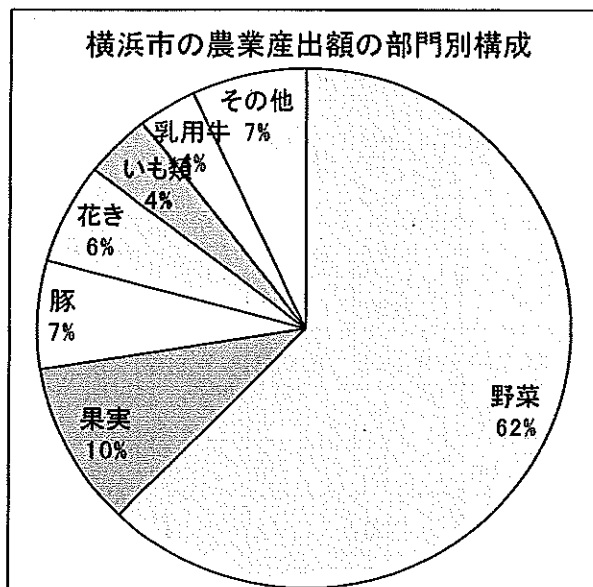
- ・販売農家：経営耕地面積が30a以上、又は農産物販売金額が1年間で50万円以上の農家
- ・自給的農家：経営耕地面積が30a未満、かつ農産物販売金額が1年間で50万円未満の農家
- ・主業農家：農家所得の50%以上が農業所得で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家
- ・準主業農家：農外所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家
- ・副業的農家：65歳未満の農業従事60日以上の方がいない農家
- ・第1種兼業農家：農業以外にも就業しているが、主として農業で生計をたてている農家
- ・第2種兼業農家：農業も営んでいるが、主として兼業で生計をたてている農家
- ・基幹農業従事者：農業に主として従事した世帯員のうち、普段の状態が農業に主として従事した者

4 新規就農者の状況

(単位：人)

年度	14	15	16	17	18	19
直接就農者	6	6	10	7	10	10
Uターン就農者	12	18	30	29	19	15
合計(人)	18	24	40	36	29	25

5 市内の農産物生産額



部門	産出額	構成比
野菜	63億2千万円	62%
果実	10億4千万円	10%
豚	6億9千万円	7%
花き	6億4千万円	6%
いも類	3億9千万円	4%
乳用牛	3億8千万円	4%
その他	7億0千万円	7%
合計	101億4千万円	100%

市内農業産出額(平成18年)

6 販売農家平均売り上げ(平成17年農業産出額/2005農業センサス販売農家数)

99億4千万円/2,319戸=428万円

7 農家の可処分所得(農林水産統計年報・神奈川県平均、平成19年)

$$\begin{array}{l}
 \text{農業収入} \quad \text{年金等収入} \quad \text{農外支出} \\
 581万円 + 1042万円 + 75万円 - (483万円 + 369万円 + 395万円) = 451万円 \\
 \text{農外収入} \quad \text{農業経費} \quad \text{公租公課}
 \end{array}$$

8 農産物を直接販売した農家の比率

1,301戸/2,319戸=56%(2005農業センサス)

直売ネットワーク参加直売所162箇所、ネットワーク参加農家数291戸

横浜市直売所マップ (<http://www.city.yokohama.jp/me/kankyou/nousan/chokubai/gmap.html>)

9 市民利用型農園 区別設置数

平成20年3月31日現在

種 類	栽培収穫体験 ファーム		特区農園		市民耕作園		柴シーサイド ファーム		いきいき健康 農園	
	89か所 12.0ha (2,184区画)		83か所 10.8ha (2,295区画)		5か所 1.0ha (201区画)		1か所 2.5ha (500区画)		9か所 1.6ha (304区画)	
区 別	か所数	面積(a)	か所数	面積(a)	か所数	面積(a)	か所数	面積(a)	か所数	面積(a)
鶴見区	3	39	—	—	—	—	—	—	—	—
神奈川区	1	16	2	15	—	—	—	—	—	—
中区	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
南区	—	—	1	5	—	—	—	—	—	—
港南区	1	9	3	50	—	—	—	—	—	—
保土ヶ谷区	1	30	3	57	—	—	—	—	—	—
旭区	13	160	10	134	—	—	—	—	—	—
磯子区	—	—	3	38	—	—	—	—	—	—
金沢区	—	—	—	—	—	—	1	2.5	—	—
港北区	3	30	3	26	—	—	—	—	—	—
緑区	9	124	11	111	3	78	—	—	—	—
青葉区	20	254	10	117	1	13	—	—	8	136
都筑区	2	22	9	106	1	13	—	—	—	—
戸塚区	16	216	9	89	—	—	—	—	—	—
栄区	4	51	—	—	—	—	—	—	—	—
泉区	7	89	13	222	—	—	—	—	—	—
瀬谷区	9	164	6	111	—	—	—	—	1	26
合 計	187か所		28.0ha (5,484区画)							

10 横浜市の農業の底力（横浜の農業生産の全国での位置）

【野菜】

	作付面積	県内順位	全国順位	収穫量	県内順位	全国順位
コマツナ	213ha	1位	2位	3,700t	1位	2位
カリフラワー	25ha	1位	6位	504t	1位	8位
キャベツ	288ha	3位	11位	12,862t	3位	10位
ホウレンソウ	274ha	1位	10位	4,200t	1位	11位
エダマメ	85ha	1位	17位	766t	1位	11位
トマト	91ha	1位	12位	4,040t	1位	21位
カブ	27ha	1位	30位	1,010t	2位	24位
サトイモ	86ha	1位	22位	870t	1位	31位
サヤインゲン	20ha	1位	48位	171t	2位	37位
ダイコン	138ha	2位	44位	6,581t	2位	40位
ネギ	70ha	2位	55位	1,909t	2位	42位

【果樹】

	作付面積	県内順位	全国順位	収穫量	県内順位	全国順位
日本ナシ	69ha	1位	51位	1,440t	1位	48位
クリ	90ha	1位	47位	90t	1位	46位

【花き】

	作付面積	県内順位	全国順位	収穫量	県内順位	全国順位
ベゴニア	37a	1位	7位	161千鉢	1位	1位
プリムラ	74a	1位	10位	151千鉢	1位	11位
シクラメン	303a	1位	8位	152千鉢	2位	25位
ニチニチソウ	151a	1位	1位	381千鉢	1位	6位
パンジー	543a	1位	1位	1,860千本	2位	8位
ペチュニア	202a	1位	4位	550千本	1位	9位
マリーゴールド	133a	1位	3位	289千本	1位	11位
サルビア	42a	1位	16位	82千本	2位	40位

平成18年産。全国約1800市町村中の順位。農林水産省統計情報データベースより、市町村別統計を並べ替えて算出した。

市街化調整区域の農地・樹林地所有者へのアンケート調査結果(H19. 9)より農地部分の抜粋

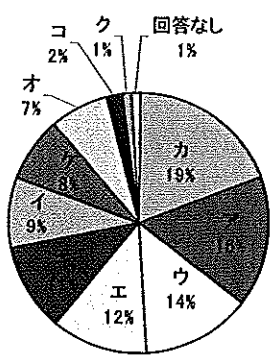
アンケート対象者(発送数) 1,828 人のうち、有効回答は 774 人(回答率 42%) だった。

1 農地について(まず、農地をお持ちの方に伺います。)

問2 農地を保有し耕作で続ける上で、特に課題と思うものを3つまで○をつけてください。

結果：
回答数のうち、相続税への不安や負担、耕作者の高齢化、農業後継者がいないことなどの課題が約半数を占めた。また、市民のマナーや苦情、固定資産税の支払い、労働力不足など課題は多岐に渡った。

回 答	回答数	順位
ア 自分が高齢で農作業に支障がある	325	2
イ 労働力が不足している	183	6
ウ 農業後継者がいない	278	3
エ 近隣市民のマナーが悪い (農作物の盗難、ごみの投棄など)	248	4
オ 市民からの苦情の対応が難しい (農薬、臭い、土ぼこりの飛散など)	145	8
カ 相続税の支払に不安がある。又は負担が大きい。	394	1
キ 固定資産税の支払が負担に感じる	218	5
ク 農業技術の習得や情報の入手が困難であること	27	10
ケ 相続時に農業経営をしていない相続者に農地が渡ること	167	7
コ その他	38	9
回答なし	20	11

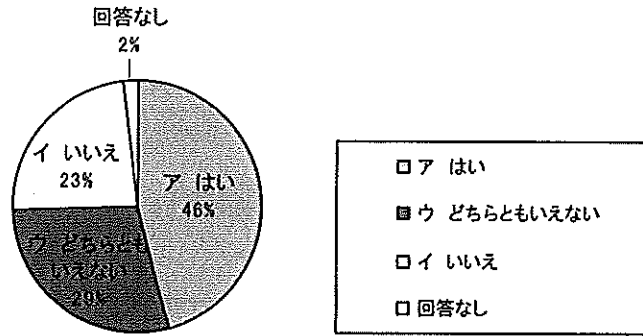


- カ 相続税の支払に不安がある。又は負担が大きい。
- ア 自分が高齢で農作業に支障がある
- ウ 農業後継者がいない
- エ 近隣市民のマナーが悪い(農作物の盗難、ごみの投棄など)
- キ 固定資産税の支払が負担に感じる
- イ 労働力が不足している
- ケ 相続時に農業経営をしていない相続者に農地が渡ること
- オ 市民からの苦情の対応が難しい(農薬、臭い、土ぼこりの飛散など)
- コ その他
- ク 農業技術の習得や情報の入手が困難であること
- 回答なし

問3 あなたは、今後も農業を続けていきたいですか。ひとつだけ○をつけてください。

結果：
農業を続けたい人の回答が最も多く 46%で、続けたくない人の 23%を大きく上回った。又、どちらともいえない人も 29%あった。

回 答	回答数	順位
ア はい	334	1
イ いいえ	171	3
ウ どちらともいえない	209	2
		4



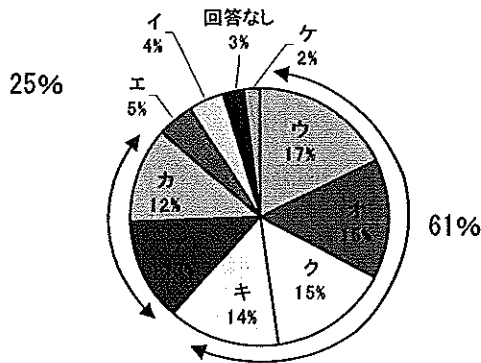
問4 問3で「イ」または「ウ」と回答した方に伺います。農業を続けていくには、何が解決すれば続けていただけますか。3つまで○をつけてください。

結果：

回答数のうち、農業を維持・運営していく為に必要な税対策や農業収入に関する回答が61%を占めた。

次いで、後継者の確保と後継者に対しての農業運営の将来性確保が必要との回答が25%あった。

回 答	回答数	順位
ア 後継者ができること	132	5
イ ボランティアなどの労働力の支援が得られること	41	8
ウ 相続を乗り切れること (相続税の支払い、後継者への相続など)	182	1
エ 市民の農業に対する理解がすすむこと (マナーがよくなり、苦情がなくなるなど)	48	7
オ 農業で高収入がえられること	152	2
カ 農業後継者が農業に魅力を感じられるようになること	123	6
キ 毎年の固定資産税等の税金が軽減されること	142	4
ク 農業以外の他の安定収入が得られること	150	3
ケ その他	20	10
回答なし	29	9



- ウ 相続を乗り切れること(相続税の支払い、後継者への相続など)
- オ 農業で高収入がえられること
- ク 農業以外の他の安定収入が得られること
- キ 毎年の固定資産税等の税金が軽減されること
- ア 後継者ができること
- カ 農業後継者が農業に魅力を感じられるようになること
- エ 市民の農業に対する理解がすすむこと(マナーがよくなり、苦情がなくなるなど)
- イ ボランティアなどの労働力の支援が得られること
- 回答なし
- ケ その他

<市街化調整区域の農地・樹林地所有者へのアンケート調査概要>

- 目的: 横浜市内の市街化調整区域の農地や樹林地を守るため、土地所有者の保有上の課題や現行制度への意見等を聞き、現状を把握するとともに、今後の施策に活かすこと。
- 調査対象者: 市街化調整区域において、1筆300㎡以上の農地を持ち、合計面積が1,000㎡以上の方と、1筆300㎡以上の樹林地を持ち、合計面積が1,000㎡以上の方から無作為抽出。
- 調査数: 1,828人(郵送、無記名回答)
- 調査期間: 平成19年9月3日～21日(投函締め切り)
- 回答者: 774人(回答率42%)

第4 検討委員会概要

1 農政施策検討会委員名簿

(所属等は委員就任時のもの)

	区分	氏名	所属等
座長	学識経験者	蔦谷 栄一	(株)農林中金総合研究所特別理事
副座長	学識経験者	山崎 久民	(株)WAN研究所代表取締役、税理士
委員	農業団体代表	池田 正人	横浜農業協同組合常務理事
委員	農業団体代表	栗原 文雄	横浜農業協同組合常務理事
委員	農業団体代表	下山 和洋	田奈農業協同組合常務理事
委員	農家代表	門倉 章夫	前横浜市南西部農業委員会会長
委員	農家代表	内田 洋幸	横浜川崎農業経営士会長
委員	農家代表	三澤百合子	よこはま・ゆめ・ファーマー
委員	農家代表	中山 知樹	横浜農業協同組合青壮年部参与
委員	市民代表	大場多美子	神奈川県都市農業推進審議会委員

2 委員の任期

平成20年3月21日～8月31日

3 農政施策検討会の検討内容

	年月日	内容等
第1回	平成20年 3月21日	・座長、副座長の決定、検討会の進め方について ・本市農業及び施策の概要について ・検討課題の提案について
第2回	平成20年 5月1日	・担い手の育成施策について (農家の人材育成、農作業の支援策、貸し借りの促進策、市民農園施策等)
第3回	平成20年 6月9日	・農地保全と農業振興策について (農地の保全施策、生産基盤整備支援策、都市環境との調和対策、生産振興対策、農業経営安定対策)
第4回	平成20年 6月23日	・相続税対策について ・検討課題の補足検討(農作業の受委託支援策、コーディネーター育成策、新たな担い手のインキュベート支援、水田・畑の維持管理支援策、固定資産税対策、環境対策等)
第5回	平成20年 7月8日	・施策検討会の提言内容について

農業用施設用地軽減措置のモデルケース

1 想定事例

(市内農家のサンプル調査による標準モデル)

- (1) 農家の敷地全体の面積 743 m²
 (2) 農業用施設用地の面積 215 m²

2 モデル計算例

(1) 市街化調整区域

ア 農家の敷地内の農業用施設用地

- (ア) 1 m²当たりの税額
 322 円/m² (固定資産税)
 (イ) 農業用施設用地部分に相当する税額
 69,230 円 (=322 円/m²×215 m²)

イ 一般の農業用施設用地

- (ア) 1 m²当たりの固定資産税額
 30 円/m² (固定資産税)
 (イ) 農業用施設用地の税額
 6,450 円 (=30 円/m²×215 m²)

ウ 税負担の差

$$\boxed{62,780\text{円}} (=69,230\text{円}-6,450\text{円}) \quad 1\text{m}^2\text{当たりの差額：}292\text{円/m}^2$$

(2) 市街化区域

ア 農家の敷地内の農業用施設用地

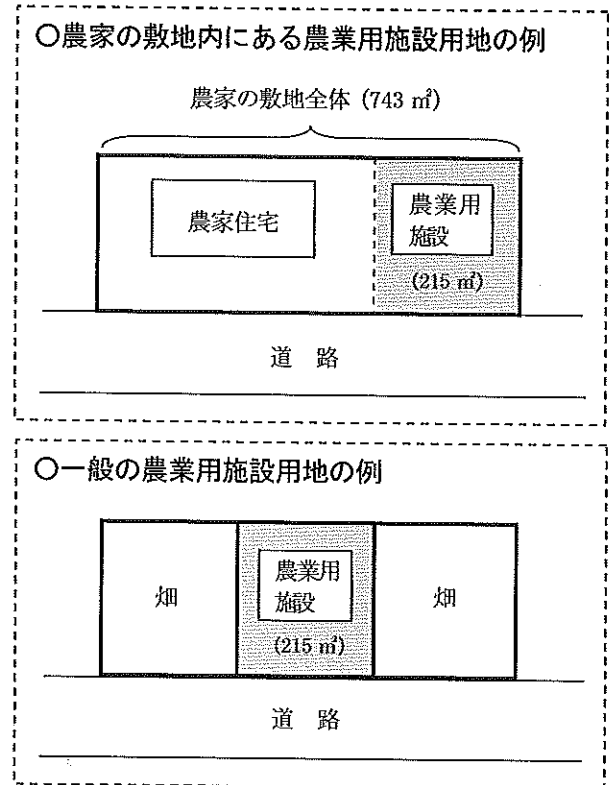
- (ア) 1 m²当たりの税額
 424 円/m² (固定資産税：322 円/m²、都市計画税：102 円/m²)
 (イ) 農業用施設用地部分に相当する税額
 91,160 円 (=424 円/m²×215 m²)

イ 一般の農業用施設用地

- (ア) 1 m²当たりの固定資産税額
 36 円/m² (固定資産税：30 円/m²、都市計画税：6 円/m²)
 (イ) 農業用施設用地の税額
 7,740 円 (=36 円/m²×215 m²)

ウ 税負担の差

$$\boxed{83,420\text{円}} (=91,160\text{円}-7,740\text{円}) \quad 1\text{m}^2\text{当たりの差額：}388\text{円/m}^2$$



※ 税額は、平成20年度固定資産概要調書の数値を参考に試算した。

※ 市街化区域の税額については、農業用施設用地の立地条件等を考慮し、市街化調整区域内に所在する宅地とおおむね同等と仮定して試算した。

開発規制において本市で上乘せしている内容について

本市では「都市計画法」による開発許可の基準のほか、条例により住民への説明や空地などの整備を義務付けております。

1 根拠条例

横浜市開発事業の調整等に関する条例

2 対象行為

開 発 事 業	開発事業区域面積等
①開発行為 ②斜面地開発行為 ③宅地造成	市街化区域：500㎡以上 市街化調整区域：全て
④大規模な共同住宅の建築	商業系用途地域：住戸数200戸以上 その他用途地域：住戸数100戸以上
⑤市街化調整区域の建築行為	3,000㎡以上

3 条例で求めている内容

(1) 周辺住民への説明

	特定大規模開発事業(※)	その他の開発事業
説明範囲	地域住民 開発事業区域から50m以内	近接住民 開発事業区域から15m以内
説明方法	説明会(資料事前配布)の開催	戸別訪問説明又は説明会 (資料事前配布)の開催

※特定大規模開発事業

- ・市街化区域 5,000㎡以上の開発事業
- ・市街化調整区域 3,000㎡以上の開発事業
- ・大規模な共同住宅の建築
(商業系用途地域 200戸以上、その他用途地域 100戸以上)

(2) 空地等の整備（同意の基準）

適用対象別一覧表

<p>開発事業</p>	<p>主な整備内容</p>	<p>① 開発行為</p>	<p>② 斜面地開発行為</p>	<p>③ 宅地造成</p>	<p>④ 大規模な共同住宅の建築</p>	<p>⑤ 市街化調整区域の建築行為</p>								
<p>(1) 既存道路の拡幅</p>	<p>開発事業区域に接して狭あいな道路(公道)がある場合は、道路中心線から2.25mの幅で拡幅すること</p>	○	○	○										
<p>(2) 歩道状の空地</p>	<p>前面道路側に幅員2m以上の歩道がない場合、幅員2m以上の歩道状の空地を確保し整備すること</p>				○	○								
<p>(3) 自由利用空地</p>	<p>開発事業区域面積の6%以上の自由利用(広場等)空地を整備すること</p>				○	○								
<p>(4) 緑化</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用対象</th> <th>緑化率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000㎡未満の開発事業</td> <td>5%以上</td> </tr> <tr> <td>1,000㎡以上の開発事業</td> <td>10%以上(商業系用途地域5%以上)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1,000㎡未満の開発事業及び一戸建ての住宅の開発事業の場合は、緑化率に相当する植栽本数を確保することでも可能</td> </tr> </tbody> </table>	適用対象	緑化率	1,000㎡未満の開発事業	5%以上	1,000㎡以上の開発事業	10%以上(商業系用途地域5%以上)	1,000㎡未満の開発事業及び一戸建ての住宅の開発事業の場合は、緑化率に相当する植栽本数を確保することでも可能		○		○	○	○
適用対象	緑化率													
1,000㎡未満の開発事業	5%以上													
1,000㎡以上の開発事業	10%以上(商業系用途地域5%以上)													
1,000㎡未満の開発事業及び一戸建ての住宅の開発事業の場合は、緑化率に相当する植栽本数を確保することでも可能														
<p>(5) 雨水流出抑制施設</p>	<p>雨水調整池その他洪水の発生を防止するための雨水流出抑制施設を設置すること</p>	○	○	○	○	○								
<p>(6) 遊水池等</p>	<p>下水の放流先の排水能力により遊水池を設置すること</p>			○	○									
<p>(7) 防火水槽</p>	<p>防火水槽を設置すること</p>				○	○								
<p>(8) 集会室</p>	<p>100戸以上の共同住宅の建築を目的とする場合、整備すること 住戸100戸以上250戸未満：50㎡以上 住戸250戸以上750戸未満：75㎡以上 住戸750戸以上1,000戸未満：100㎡以上 住戸1,000戸以上：150㎡以上</p>	○	○		○	○								
<p>(9) 斜面地開発行為の制限</p>	<p>斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例に規定する盛土の制限(延べ面積の増加を伴う盛土を禁止)、緑化基準(緑化率10%以上)に適合していること</p>		○											

(3) 特定大規模開発事業に係る市との協議

地域の実情に配慮した開発計画とするため、以下の事項について市と協議することとしています。

○ 地域まちづくり計画との整合に関すること

地域まちづくり計画とは、都市計画マスタープランの地区プランなどまちづくりの方針を定めたものをいいます。

- 地区計画の指定、建築協定の締結等による良好な住環境の維持のための措置に関すること
- 開発事業区域における防犯対策に関すること
- 開発事業区域及びその周辺の道路における通行の安全の確保に関すること
- 市長が特に認めた公益的施設の整備のための用地の市へ提供に関すること。
(開発事業区域面積3ha以上の開発事業、又は住戸数が500戸以上の共同住宅が対象)

市長が特に定めた公益施設とは、地域ケアプラザなどの地域福祉施設、保育所など地域住民の生活に必要な施設をいいます。

- その他市長が必要と認める事項